

平成22年第7回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成22年 9 月 1 日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成22年 9 月16日 (木) 午前 9 時30分
 散会 午後 3 時31分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	東 義 正	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第7回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成22年9月16日(木) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成22年第7回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成22年 9 月 16 日 (木)

—— 午前 9 時 30 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第7回邑南町議会定例会第11日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番辰田議員、8番松本議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第2一般質問、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。通告順位第5号日野原議員登壇をお願いいたします。
- 日野原議員(日野原利郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、日野原議員。
- 日野原議員(日野原利郎) 5番日野原です。こんれ、今定例会に2項目の質問を通告しておりますので随時行なわさしていただきます。先ず、1点目の桃源の家の建て替えについてということで、項目2項目用意しとりますが、関連してお伺いをさせていただきます。長年の懸案でもありました、この特別養護老人ホーム桃源の家の建て替えにつきましては、運営を指定管理委託された法人との協議が整いまして、いよいよこう建て替えが実施されるということにたい、対しましては先ずは大きく評価されるものというように思います。これまでの集団処遇型から個人の自立を尊重したケアへの転換を図るなど、体になんらかの不自由を持ちながら懸命に生活をしておられるお年寄りはもちろんですが、献身的に介護をしておられる職員さんにとっても、より快適なものとなるように期待をしているところでございます。質問に移りますが、今定例会前の委員会等におきまして、正式に今回建設場所の決定が発表されました。新聞にも掲載をされたところですが、先ずはこの建設地の選考、決定に至る経緯について、まあ、あのう、関係者の若干プライバシーに拘わる部

分もあろうかと思しますので、公表できる範囲でご回答いただきたいというふうに思います。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 桃源の家の建て替えにつきましては、これまで常任委員会あるいは全協で、節目節目ごとにご説明を申しあげておりますが、建設、建設位置の経緯につきまして説明をいたします。建て替え位置の、位置につきましては、今年1月の議会で町長が町の中心、中央で病院に近い所が望ましいというふうに基本的な考え方を報告したところであります。その後、事業主体の社会福祉法人石見さくら会から候補地を邑南町の方で示してほしいという申し入れがありました。また、土地所有者に、敷、敷地の必要性について邑南町から要請、協力をしてほしいということがありました。そういうことで、建設委員会、法人の方で建設委員会を作って対応されてますけども、その建設委員会にも町から入って相談に乗ってもらいたいという要請がありました。こういった要請を受けまして、先ほどの基本的な考え方に基づいて建設候補地として、香梅苑の土地、養護老人ホームでございますが、香梅苑の敷地の前、これが社会福祉法人として二つの施設を一体的に管理ができるということ、それから、そこには町有地がございます、土地買収費の費用の軽減が図られ軽減されるということを経由して石見さくら会に提案をしたところでございます。ところが石見さくら会の方で土地所有者を用地調査されたところ、この予定地内に相続登記がされていない1筆があることが判明をいたしました。相続関係者を調査されたところ、権利者は北は千葉県から南は福岡県まで2、20名の方が散在されているということが判明をいたしました。敷地造成工事が始まりますまでに相続登記あるいは土地売買契約を締結することは難しいと判断をいたしまして、その1筆を除外し、残った敷地約7反ですけどもそこへ2階建が入るかどうかを検討をしたところです。まあ、あのう、建築の専門家にも入ってもらって検討したところ、2階建ては無理であるというふうな見解、意見を得たところでございます。そこで次の候補地を検討いたしまして、県道を挟んで邑智病院北側の土地を候補地としまして、土地所有者にお願いをしたところ、協力をしていただけたということになりました。測量を実施し面積を確定いたしまして、先月8月の27日に土地売買契約が締結されたところであります。以上でございます。

●日野原議員(日野原利郎) はい。

●議長(三上徹) はい、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、ありがとうございました。まあ、あのう、これをお聞きしましたのも、前回3月の定例会において町長の所信表明で、平成、この桃源の家の建て替えについては平成22年度から3年度にかけて建設をするということが公表されて以来、町民にとっても取り分け、現在の現在地周辺の方々にとっても建設場所はどうなるのだろうかということで、最も関心の高いところであったというふうに思いますが、地元石見中央自治会あるいはこの矢上地区民の方々に対して、この、まあ、いずれにしても現在地に建て替えるというわけにはいきませんのでどっかに移転をしなければならないという

ことは想像できるわけですが、そういったことを含め、当初の段階から、その地元に対して、少、少なからずこう理解を求められるように説明をされて、さめ、されたことがあるのかどうか、そのへんについてもお伺いをしたいと思います。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 石見中央、それから矢上地域の、まあ、地域の方へ説明はどうなってるのかということでございますけども、先ほど申しあげましたように、8月の27日に最終的に調印をされて、まあ、実質的には8月の30日の朝、理事会を経てけ、決定したということのを伺ったわけでございますが、その報告を受けまして、内部調整をして、本日の7時、7時半、矢上地区の自治会長様方に町が説明を行う、まあ、経過説明をさしていただくということにはなっております。また、あのう、これまでお世話になりました、跡地の計画につきましては、関係の方々に入っていていただいて検討委員会を、まあ、どういう形で、いろいろなそういった公園、植樹もありますし、いろいろな寄贈品もあります。まあ、そういったものをどうした形で、どういう形でするかということにつきまして、検討委員会を設置をして、意見をいただいて検討して、するというようにしております。以上です。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) まあ、あのう、我々こう議会側につきましては時折委員会等で、経過報告、ほいで現在どうなっているかというようなことは、報告は、あのう、あっておりますけども、今、まあ、あのう、用地交渉に拘わることで個人的なことも入りますので、公表はまだ控えて欲しいということで我々も今検討されているということで、住民の方々には話しておりました。だいたい概ね話が整いそうだということで、我々も話を聞きましたので、7月13日に、まあ、これは非公式ではあったんですが、あのう、町長不在でしたので、副町長とお会いをして、いわゆる公式発表、まあ、公式発表と言いましても、あのう、住民、あのう、新聞等で、こう公表されるまでには、矢上、あのう、地元自治会あるいは矢上地区、まあ、例えば自治会長会等でも若干そのへんのところを説明をして、理解を求めて欲しいという旨のお願いをしております。しかし、この8月31日先般、この新聞が発表されました。まあ、その後、また自治会長さん方と会う機会がございました。話をしましたら全く、はあ決まったらしいじゃあないか、新聞に載ったじゃあないかというような話を聞かしていただきました。そこで、まあ、私、あの、この町のこの、まちづくり基本条例に、こう定めております、いわゆる町は町、町と町民は互いの役割と責任のもと協働でまちづくりを進める、また町は町政に関する意志決定に経過を明らかにすることにより、各種事業の内容が町民に理解されるよう努めなければならないというようにあります。まあ、あのう、今回は、あのう、法人が事業主体ということで町がどんどん先頭を切ってこう当たるということにはならなかったということとは思いますが、そうは言いましても、これまで長年公立公営で行ってきたという経緯からしても、やっぱり地域に対しての、こう説明なり、理解を求める必要があったのではないかとこのように私は思い

ます。まあ、その、この基本条例の中に町とはということであります。町とは町議会および町の執行機関というように明記をしてあります。まあ、私自身この地元出身の一議員でありますので、私も町の、町の中に入ります。まあ、住人、住民に対して、こう説明責任もあるというように、こう理解をしております。まあ、その点で、もう少し地域の人と意見を聞きながらやらなければいけなかったのかなという気はしておりますけども、それについて町長はどのようにお考えでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、これまでこのことについていろいろとご心配いただきましたことについてはお礼を申しあげたいと思いますが、場所をどうするかということについてはやはり交渉ごとでございます。ですから住民の代表である議員の皆さま方には逐一報告をするということは必要だと思っておりますけども、やはり決定をした後に、こういうふうに決まったからその経過も説明するんでご理解いただきたいというのが、これは交渉ごとでありますから一つの考え、考え方じゃあないかなというふうに思います。特に今回は8月27日によりやく土地交渉締結したわけありますから、いうならば8月末であります。したがってどうしても住民の方に説明するには9月に入らざるを得ないということでございますので、そのへんをご理解いただきたいと思います。まあ、場所の問題については矢上の皆さま方にはたいへん矢上で作って欲しいというお気持ちは重々分かるわけありますけども、私が最初に言いましたように今回の場所については、中心部でしかも病院に近いとこということを、一つの大方針として言いました。そうならばやっぱり矢上になるのかあるいは中野になるのかということややはりあるわけでありまして、そのへんは、最初どこにありきということは、やはりこれは私は考えたくない。そういった私が言ったような場所を中心に、やはり最後は作ってもらって良かったとこういうふうに言われなきゃならんという思いできておりますので、そのへんをご理解いただきたいなあというふうに思います。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのう、まあ、ご承知のように私が言うまでもなく、この、こう、桃源の家につきましては昭和53年に特別養護老人ホームということで、この養護の養護老人ホームに併設をして建てられたものでございますが、元は、昭和26年に矢上養老院として、こうスタートした、スタートをしています。昭和26年と言いますと私が生まれた年ですので、当時のことは分かりませんが、いろいろあった上で土地関係者あるいは地域の方々のご理解を得て、こう建設をされたというふうに思います。以後、法改正などを相まって数々の変遷を辿り、昭和13年に養護老人ホーム部分が香梅苑として、こう移転新築をされて、まあ、現在に至っておるわけです。まあ、私感じますのはこの間、町民の方はもとよりですが、地元である自治会あるいは、あのう、矢上地区民の方々、まあ、取り分け石見中央自治会の方々にとりましては、ボランティアに、ボランティ

アによる周辺の環境美化であるとか、あるいは町内いろいろな方のこう、入所者への慰問活動であるとか運営全般にあたっていたいへんに、こうご支援をいて、いただいていたという歴史があるわけです。まあ、若干町長先ほど答弁されたことも私も理解はしますが、ただこれまでこうしていろんな、あのう、形で、こう支えていただいた地域の方、方々に対して、そういった意を込めて町として、若干最初の段階でも、こう実は移転をしますというような形で説明をされた方が良かったのかなというような、あのう、気がして今回質問をさせていただきます。まあ、あのう、移転は、まあ、今回決まりまして、町民あげて、その新しい桃源の家がより良いものになるよう希望、期待をするわけですが、また一つ今の跡地の利用の問題、まあ、これについても自治会等でも若干こういろんな話が出ておる、おるようですけども、まあ、今の段階で、まだ跡地利用がどうするかということは全く白紙の状態だということに思います。このことについても、今後町にとっても、この地域の方々にとっても、より有効な利用を検討をしていただきたいというように考えます。まあ、あのう、そのへんで、まあ、まだ今、先ほども言いました白紙の状態だと思いますが、跡地利用のことについて若干なり町長のご意見を伺いたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、課長が答弁したように今から検討委員会を作って真剣に跡地利用についての議論始まるわけでありまして、当然、まあ、地元の中央自治会、あるいは須摩谷班皆さま方にも入っていただいて、やっぱりそのへんの方々に対して今までのご恩に報いるためにもやはり作って、この形で作って良かったなあと、跡地が利用できて良かったなあと、こう言われるようなものにしなきゃなんと思っております。必ず、まあ、その地域が活性化になるような方向で我々も議論をしていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、ありがとうございます。あのう、跡地が有効に活用、活用されますように、またいろいろご検討また協議もしていきたいというように思いますのでよろしくお願いいたします。続いて2問目、2問目に移ります。これも新聞に見たんですが、耕す、耕すシェフ全国から来てというこう研修制度を、この新聞8月8日のこの新聞に載っております。まあ、私この記事を見まして、町がこういう構想をもっとられるというのを始めて知りました。あのう、まあ、どの新聞とは言いませんが、あのう、こうして大きく、あのう、載っております。まあ、あのう、この研修制度のいわゆる考え方あるいは内容について、お伺いをしたいと思います。まあ、あのう、記事の中には、講師シェフを9月から公募し、体制を整えた上で2012年以降研修生を受け入れる計画だというようにありました、そのへんも含めて、ご説明をお願いいたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●**東定住企画課長(東義正)** ご質問にお答えします。まあ、耕すシェフ全国から来てというのは、まあ、新聞社の方が作られた見出しでございますけども、まあ、これは町長が6月の議会だったと思いますが、まあ、こういう制度やってみてはどうかということがあったと思います。まあ、これ事業主体は観光協会でございます。まあ、本町には豊かな田畑、あるいは豊かな食材があるわけございまして、まあ、そういった食材を活用して、例えば食堂などでですね、実際にそういったものを活用したメニューが提供できる、できる、まあ、シェフを育成することによりまして、まあ、新たな人材の育成事業が展開できるというふうに思っております。まあ、この研修事業で育成されたシェフは、まあ、町内で起業されるか、あるいは町内の飲食店などに就労していただくことによって、町内飲食店の地産地消の向上に繋がるというふうに思っておりますし、まあ、町内で定住できなかった方が都会に戻った研修生につきましては、まあ、本町の食材を使った販路開拓の支援をしていただける人材として、まあ、観光及び農林業の下支えをする、そういったシステムの構築を図りたいというふうなことで進めたいと思っております。まあ、事業の具体的な実施時期につきましては本年度、来年度にかけてそういった指導をするインストラクターの、を養成するという研修制度の、まあ、マニュアル構築、あるいは研修生を指導するインストラクターの養成を、まあ、アドバイザーなども招聘しながら実施する予定にしております。まあ、この事業は県の交付、補助事業を充てておりまして、委託事業ですね、充てておりまして、全額その補助事業でやってまいりたいというふうに思っております。まあ、研修生の募集は平成24年からを予定して、まあ、今年度から来年度にかけて実証、実証実験を行って事業の検討を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

●**日野原議員(日野原利郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、日野原議員。

●**日野原議員(日野原利郎)** あのう、まあ、あのう、この事業主体が、こう観光協会ということの、まあ、先ほど答弁がございました。あのう、今定例会前の委員会でも、あのう、農林商工連携ビジョンの策定について委員会をたって、今後そういった観光協会の法人化も含めて検討していくという話がございました。まあ、これについても、あのう、私も、その現在の観光協会なんとかしてもう少し活気あるものに、あのう、しなければならないという気がしておりますけども、まあ、法人化については、その委員、委員会全員が、こう賛成と、もうちょっと検討を要するじゃあないかという意見も、若干なか、あったんじゃないかないう気が、あのう、しとりますけども、まあ、その先ず、法人化をするにしても、そこで今度は法人化が主体になってこういった事業を進めていくと、まだまだ、あのう、順番に議論すべきじゃあないかなと、もう、いっぺんに、あのう、もうやるというて、いうてしまったんでどうなるのかなとって、今回、あのう、質問さしていただきました。あのう、まあ、言われるように、あのう、近年こうして、あのう、健康志向あるいは、あのう、自然食ブームと言われ、言われておりまして、料理人あるいは、あのう、店舗自らが野菜などを栽培をこうして、その食材を使ってお客さんに提供し、レストラン、

まあ、そういったレストランが都市部を中心に人気が広がってき、あのう、きているというように言われております。確かにこの邑南町の食材の魅力を都市のシェフ仲、仲間に伝えると、まあ、これ新聞にも書いてあるんですが、伝えることで本町の農産物の販路拡大に繋げることなど、あのう、の効果を、まあ、推測しますと、この構想こう興味深いものもあるというように言えると思います。まあ、しかしながら、まあ、あのう、先ほども言いましたように実施となると財源あるいは、あのう、効果などやっぱり我々議会あるいは町民に示した上で、こう進めていただくことが必要じゃあないかなというように思います。まあ、この新聞が出て以来、私も、あのう、またこれも町民の方から話がありました。これこういったことをするんかと言われました。私は全く分かりませんでしたので、あのう、説明も、あのう、しょうがなかったわけですが、まあ、あのう、できるだけ、あのう、まちづくり基本条例の中にありますように、町が行おうとする事業についてはそれぞれこう説明をし、理解を得て実施するような形でお願いしたいと思います。また、あのう、もう一つ、あのう、このシェフ研修を実施するということになりますと、現在こういうのは継続しておりますが、香木の森研修制度というものはいったいどう、どのようにお考えなのかそのへん、回答をお願いいたします。

●**東定住企画課長(東義正)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、定住企画課長。

●**東定住企画課長(東義正)** まあ、シェフの研修制度、まあ、まちづくり基本条例に則ってということでありますけども、まあ、先ほど言いましたように、まあ、2年間ほど実証実験をやってみたいと思います。それでこれがほんとに計画されてですね、実際にやっていく段階においては、また皆さまにこういう制度を行いますよということをまた広報等でもお知らせしたいと思います。また、あのう、香木の森研修制度につきましては、これは今までとおリ継続していく予定にしております。以上でございます。

●**日野原議員(日野原利郎)** はい、議長。

●**議長(三上徹)** はい、日野原議員。

●**日野原議員(日野原利郎)** はい、あのう、このこう、今現在行っておりますこの香木の森研修制度、まあ、私今回ここまで質問するというあれは無かったんですが、あのう、この研修事業、私も、あのう、当時の事業の発案者の一人でもあります。数年担当しておりましたので、若干こう思い入れもありますが、こういったシェフ研修というように、まあ、内容を細かくこう説明をいただいたり、我々の意見を言ったりしてより効果的ということがあれば、まあ、私も是が非でもないというように思っておりますが、まあ、今後今の現在ある香木の森研修制度について、まあ、こう、あのう、今の実績等含めて若干こう申させていただきますというように思います。ご承知のように、この事業は、あのう、県が、県が人口減の歯止め対策として打ち出された、この3S事業、住んで住みよい島根事業ということで、まあ、これに乗っかって平成5年に始めた事業であります。こう当時はゆとり体感・イン・アロマティック石見事業ということで、銘打って都会から若い女性を招き、田舎の良さを体験していただき、交流の中で町を元気にするとともに都会に帰られても本



町を第二のふるさととして本町をアピールしてもらい、最終的にはUターンであるとかあるいはIターン、この促進に繋げていきたいということで、こう実施を、あのう、してきたものです。これまで18年、今18期生が来ておりますけども、18年続いて来ております。何とその18年間で応募総数742人、概ね、まあ、あのう、こう多いときには最初のころ10年ぐらいは100名前後、70人から110人、まあ、これは短期研修制等も含めてですが、それだけの応募がございました。で、実際にこう研修員として受けたのが、受け入れたのが研修生あるいは農業研修そういったのを含めて177名受け入れて、こう実施されてきております。それで、まあ、あのう、先ほど言いましたように実際にこう花嫁対策というよりも都会に帰って我が町をアピールしていただきたいということなんですが、町の残りたいということではなかなか町に残っても、こう仕事も無い、住み、あのう、住むところも無いというところで、残っていただいたのが22め、22名、まあ、子どもさんたちも合わせますと、29に今、あのう、現在おられるわけです。で、県内にも、まあ、あのう、邑智郡外、町外で言いますと、15人、何と44人の方が、この島根県に残って、あのう、いただいております。まあ、あのう、申し込みは新、あのう、先ほど言いましたように当初殆どのマスコミではこう花嫁対策ということで大々的にこう報道しております。あのう、全国紙である1社のみが我々の意図に沿った形で公募をずっとこう取り上げていただきました。非常にこう研修生の応募もこう毎年6、70人、80人といった形であったわけですが、あのう、まあ、当時、最近では若干規模も縮小されましたので応募数等が減っておりますけども、そういった形でこれまで18年こう続けて来ておられる。ただこうして、こう177名もの研修生を受け入れ町と都会との交流の輪をひれ、広げてこられたのも、いわゆるこの直接この研修にたず、携わってきてこられた町の方々、いわゆる町のいろんなこう農家でありますとか、あのう、実際香木の森に行って指導等してこられた先生方、そういった方を始め、町内、郡外、県内の多くの方々、団体の理解を得まして、あのう、非常にこう交流の輪を広げてきておりました。まあ、そういったご支、ご支援があったからだというように私は思っております。まあ、あのう、最近こうして不景気になっとなりますけども、この田舎志向というのは、まだまだこう都会の方から言いますとあるというように思います。ただ、最近こうして、あのう、若干、あのう、応募数が減、あのう、減少しておりますけども、これはやっぱり、あのう、取り組みがやっぱりマンネリ化して、都会へのこう、そうした研修制度のアピールというのが不足しているんじゃないかなという気がしております。私この若者の定住促進を図る上で、この事業は非常にこう有効的な事業だというように私は確、確信をしております。昨日の11番議員さんの質問の中にもありましたが、今回整備をされました薬草薬木園の、まあ、こういったものの有効活用を、あるいは本町でのこの豊かな、本町の豊かなこの自然の中での生活あるいは美味しい農産物を積極的にアピールして、今後も多くの方に来ていただけるよう充実すべきだというように考えます。まあ、実際、あのう、いわゆる研修制度自体に投入している予算、恐らく千、ちょっと今資料がございませんが、千6、6、7百万、まあ、あのう、開発公社の指定管理料を含めると3千万円を超える予算がこう投入されているこの事業

です。まあ、現在町の職員が一人配置されて、この業務に、あのう、あたっておられますけども、この委託先の開発公社の理事長である町長あるいは事務局長の定住企画課長、まあ、いわゆる町が直営でやっておるといっても殆ど、あのう、間違いのないというような事業ですし、まあ、お仕事もお忙しいでしょうが、合間をぬってこの研修生の様子も見ながら、こう改善すべきは積極的に改善をして都会に帰られても、この邑南町の生活が良かったなあとこう思われるように次へと、このつなげていっていただきたいというように思います。あのう、まあ、これはもう質問ではありませんけども、こういった、あのう、研修制度、いわゆる全国に発信をするというのは、あのう、非常にこう効果があるもんだと私もとうじょう、とうし、あのう、当時職員でおりましたときにあっちこっち行かしていたいていろんな話を聞かしていただきました。本町のこの研修制度、何が良かったのか、まあ、あのう、始めは大きかったです、あのう、途中から小さい記事、ほんとに新聞の全国紙ですんで新聞の片隅にちょっと載るような記事だったんだが、ただそれだけでもこれだけの反応があるという、まあ、あのう、こういった、あのう、全国に発信をする、まあ、研修制度、この事業自体非常にこう、あのう、町をアピールするに有効な事業だというように私は思っております。今後も、あのう、この現在の香木の森の研修制度、更には今後計画を今されておりますこういったシェフ研修、これらを含めてもっともっと、練り上げてより有効なこう制度ができ、若者の定住に繋がるようにやっていただきたいというように思います。最後質問にはなりませんでしたが、あのう、以上で私の一般質問は終わります。

●議長(三上徹) 以上で日野原議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩といたします。再開は１０時１５分といたします。

—— 午前１０時０６分 休憩 ——

—— 午前１０時１５分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第６号中村議員登壇をお願いいたします。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ３番中村でございます。私は今定例会に２点について質問を通告しております。通告に、の順にしたがって質問をいたしたいと思います。先ず最初に桃源の家建て替えに関する補助金の支給について伺います。町長の行政報告にもありましたように、現在用地が確定し、設計業者も決定しておるようでございます。今後開発協議の手続き等に入られるとのことですが、町民の皆さまにとっても安心して老後を過ごしていただくためにも早期の完成を望むものです。しかし、これに対する補助金の支給については上限事業費を１３億８千万円とし、その半額を補助するという説明を受けておるのみでございます。あのう、その内容についての詳細な検討が、なされておるのかおらないのかも分かりません。報告もございません。もう少し細かな内容の検討が必要ではないかと考え、何点か質問をいたします。先ず、総事業費の上限を１３億８千万円と決定されました経緯

を問います。常任委員会や全員協、協議会でも説明を受けておりますが、決定をされました根拠などをもう少し詳しくお知らせください。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) あのう、桃源の家の建て替えに関する補助金の限度額とその算定根拠ということでございますが、補助金の限度額につきましては、その先ず最初にどこにどういう、まあ、どこに造るか、それから建物につきましては、まあ、鉄筋コンクリートというふうな想定は、2階建てという想定はありましたけども、そういった、まあ、あのう、建設場所も建設費用も特定できないことから、直近の類似施設から推計しか、推計するしか方法がないということがございます。そういうことから、平成18年度に建設されましたユニットケア100床とショートスティ8床、デイサービス事業を展開しております北海道の砂川市の鉄筋コンクリート2階建ての施設を参考に、18、13億8千万これを総事業費として算出し、この2分の1以内を補助するとし、しております。以上です。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、北海道砂川市の例だというふうに答弁をいただきましたが、かなり距離が遠ゆうございます。物価の事情とかですね、地価であるとかそういったものの状況は異なる可能性もあります。近隣で、こういうふうな、あのう、施設は見あたらなかったのか、あるいは1か所ですね、13億8千万だからこれを上限事業費にしたというふうにおっしゃいましたが、何か所か資料を取り寄せて検討されたというようなことはございませんでしょうか。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) まあ、何か所かかっていうことですけども、そのユニットケアを、その全室ユニットケアを建設しているというところは、ここしかなかったということです。ですから、まあ、他にもいろいろ調査をしましたが、参考になる事例は、ここしかないということで、実際、その、その施設長へ電話をいたしましていろいろ、まあ、詳細なことにつきましては情報提供を受けて、今回のその事業費の中に反映をしております。以上です。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 3月の定例会だったと思いますけども、町長もこの上限事業費はあくまでも上限であるんだということを説明されて、それ以下であれば、それ以下のほうが望ましいと。まあ、補助金を支給する立場からすれば最低のコストで最大の効果を期待するというのは当然のことだろうと思います。そのためにはですね、先ほど課長が答弁されました決定の仕方による13億8千万というものが、上限ですよというふうに決められたということについて、経費の節減をするということから考えればあまりにも大雑把すぎるのではないかというふうに思います。事業費の中の各項目ごとにですね、限度額を設けるべきだというふうに考えます。通常事業費の決定ということは積み上げ方式で決定される

ものだと思います。それであれば、まあ、例えば用地費が何平米だからいくらと、建設費が何平米で、平米単価いくらだからいくらと、外構工事がいくら、什器備品家具類がいくら、いうふうなことです、積み上げていって総事業費を決定するというのが通常のやり方であろうと思います。それであればその積み上げた根拠が限度額であるというふうなことになるかと思いますが、今回の事業費の決定の仕方と言いますと、そういったものが括めません。そこで改めてそれぞれについて検討する必要があるのではないかというふうに考えます。例えば、用地買収については、建設課の公用地買収単価に準ずるとかですね、まあ、それはどういう方法でも構わないと思います。この度は、不動産鑑定士の評価によって、購入をするんだということのようですから、不動産鑑定士の評価を上限とするんですというふうなことをきちんと定めておかねばならないと思います。今、この最初に提示されました総事業費13億8千万円というものが一人歩きをしてですね、限度一杯まで使えるものだというふうに誤解される恐れがあると私は思います。そういう意味でもそういった事業費内訳各項目ごとの制限を設けるようなお考えはありませんか。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 事業費の項、内容項目ごとの限度額制限ということでございますが、あのう、まあ、先ほど言われましたように積み上げて、場所が決定して積み上げてやるのが、まあ、本来の姿ということではあるというふうに認識をしておりますが、今回の、その場所も決めら、決まらないというところ、まあ、そういったいろいろの要件から上限を決めて、まあ、これも、あのう、財源が許せる限りというところで上限を決めておりますが、その項目ごとのそれぞれの限度額につきましては、まあ、そこへ入られた方々の、利用される方々の生活空間あるいは個性、プライバシー、こういったものが保てるかどうか、あるいは安全性が保てるかどうかと、それから地域との交流空間があるかと、まあ、こういったものを総、総合的に、まあ、目的を達成するために必要かどうかを判断をしまいたいというふうに考えております。それから、その技術的な部分、いわゆる、その建築に関する技術的な部分につきましては、町の建設課建築係あるいは島根県の技術管理課の指導を得るということで協議をしております。それから、あのう、まあ、町が買収するわけではないわけですが、その先ほどありました土地、用地費につきましては、まあ、近くのその団地を造成された場合も、買収された場合も不動産鑑定士の鑑定価格を使われとることから、今回も、その、その不動産鑑定士の価格を最上限、最初その我々も入って交渉する中で、そこが最高額ですよという話し合いの中から限度額を定めて、まあ、法人と一緒に交渉してきたということでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、まあ、あのう、時間的なことであるとか技術的なことで先ほど私が言いましたような項目ごとの、事業費の制限を設けること、設けるつもりはないというふうに判断してよろしいですか。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 繰り返しになりますけども、それぞれの、その項目ごとの限度額につきましては、その、まあ、工事、仕様が、その初期の目的に合っているかどうかという判断をして、まあ、対応したいと、その法人の方の計画が、我々が期待しているその目的に合っているかどうかを判断をして決定をしてまいりたいというふうに考えております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 常任委員会でも話が出ましたが、まあ、一般的な、まあ、通常の仕上げ以上のいわゆる、まあ、華美な仕様ですね、それについてはどういうふうに判断をされるのですかということをお伺いしたことがあります。そのときは、平米単価で判断するんだというふうにお答えになりました。それは、どの適度の平米単価だというふうにお考えですか。また、あのう、県の補助金も支給されますので、施設整備に関する県の方の基準もあらうと思います。それから厚生労働省の方の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準というものもあります。そういったものも、からある程度の施設規模というふうなものも想定されていると思いますけども、全体的な施設規模は何平米ぐらいというふうなと、考えておられますか。もう1点、事業主体は法人でありますので、まあ、設計の発注も法人が行うと、まあ、最終的には工事の発注も法人が行うということになるんですが、設計業者が決定しておりますので、設計と条件としてですね、今の施設の規模であるとか建設工事の平米単価であるとかというふうなものが知らされておるはずであります。それがないと設計はできないと思います。それがどういうふうに伝えられておるのか分かればお知らせください。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) まず、最初に、あのう、華美かどうか、その、まあ、仕様が一般的か、まあ、あのう、豪華すぎるかというふうなことでありますけども、これにつきましては先ほど申しあげましたように、その専門的な分野になりますので、その建設課の建築係あるいは県の技術管理課の指導を得るといことにしております。それから設計条件でございますが、これは、まあ、あのう、8月の9日にプロポーザルを設計審査をするときの基準ということで法人の方で定められたことですが、建設規模、これにつきましては延べ面積を5千500平米から6千500平米と、それから事業費規模、事業費の最大。これまででやってもらいたいところ10億5千万から11億5千万と、こういことでプロポーザルの審査をしたところでございます。以上でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 5千500平米から6千500平米の規模というふうにおっしゃいましたが、これは法人が決定をしたもの、補助金を支給する町として、この範囲で収めてくださいというふうなことは、あのう、指導なり何なりはなかったのでしょうか。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) あのう、その面積と、まあ、費用、まあ、費用の方は総額が決まっております、その中から設計管理でありますとか用地費でありますとか、そういうものを引いていくと残ったところというふうな設定の仕方。それからもう一つ、その設計規模、広さでございますが、これは、あのう、先ほど言いました北海道の施設の例を元に基準を定めて。ですが、まあ、あのう、今は、その一人当たりの面積が、居住空間の面積が今、二とおりございまして、そのどちらを取るかということ、それから想定が20室が従来型個室、それから80床がユニットケアということでございますので、まあ、流動的であるということから幅を持たせたというふうなことでございます。ですから、その決定の中には建設委員会の中で、我々も参加をして適当であろうというふうに判断をしたところでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっとですね、あのう、今の説明によりますと、経費を節減しようという意図はまるで無いということですね。13億8千万というものから、設計管理の費用であるとか、用地費であるとか、造成費であるとか、造成費は事業費に、この設計、今回設計するものに入っているのかも知れませんが、そういったものをのけて残ったものが、10億5千万から11億5千万だというような設計依頼の仕方になっているというふうに判断をします。果たしてそれで良いのかということを、になろうかと思うんです。最初にも言いましたように、最低のコストで最大の効果を期待をするという観点に立ってですね、もう少し、あのう、細かな検討をしていただいて、例えば、今、示された5千500から6千500の中に付帯設、施設がでてきますね、例えば法人所有者の車庫であるとか、そういった本体以外の施設はそれに含まれておるのかどうか、あるいは、まあ、通勤者が、まあ、自転車バイクなどで通勤するというふうなことを想定して自転車置き場とか、そういうふうなものを造るとかですね。そういう付帯施設はどうするのか、あるいは什器備品家具類ですね。まあ、介護であるとか事務に必要な家具類は当然対象として認めるべきものであらうと思いますが、応接接客用の家具、ロビーに置くような家具ですね、それをどの程度のグル、グレードまで認めるのか、家具というのは相当に金額の開きがあります。先般教育民生常任委員会でユニットケアの特別養護老人ホームを視察にまいりました。1件は、あのう、医療法人が主体となって行っておる民間の特別養護老人ホームでしたが、そこは家具類も相当程度の高い物を置いておりました。で、もちろんその利用料も高いわけですけども、それは、まあ、民間がやることですから民間の法人、法人の方針として、そういうふうなグレードを上げて経営をしようと、料金も高くして選別しようというふうな考え方かも知れません。しかし、町として補助金を支給して、邑南町民のために特別養護老人ホームを建て替えるのであるということであればですね、できるだけ、コストを下げて、その中で最高の物を、こう目指すというふうな姿勢が必要なんじゃないかというふうに思います。で、そういうふうな、あのう、考え方に基づいて先ほど言いましたようなもう少し細かなところでのこう、この物にはこれぐらい使って良いんだよ、この物にはこれぐらいですよというふうなところを補助金を支給する町として、法人に対して、きち

んと示す必要があるのではないかというふうに考えるわけですが、そうしたことを決めました、補助金交付要綱というようなものを定められる考えはございませんか。町長に聞きます。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) 町長の前に先ほどの最初の質問について私の方からお答えをしたいというふうに思います。先ず、あのう、先ほどの説明は、そのいわゆる節約の意図がみられないということですが、あのう、議員さんご存じのようにプロポーザルのときは範囲を決めまして、その中でいわゆる設計技量を想定、決定すると、業者を決定するということでは、取りあえずその範囲、いわゆる事業、建てる延べ面積あるいは、その事業費規模も範囲を持たせて決めて、それで後もずっといくということではなくて、これから、あのう、実施設計、基本設計いわゆる法人と、それから設計業者の方で基本的にどういう設計をするかという基本的な部分の話し合いをして、それから、まあ、将来変更が無いというふうな形、まあ、合意形成ができて、それから、まあ、実施設計ということになる手順を踏みますので、その今、これから正にその華美であるかどうかという部分について、いわゆる、その事業範囲の中でもっと安くすることはできないかということは当然話し合いがなされていくというふうに考えております。それから、あのう、まあ、コストを下げるということですが、今、あのう、桃源の家で施設を利用しております。その中で基本的な考え方として利用できるものは新しい施設へ持って行くということを考えております。それから、あのう、もう1点、その駐車場であるとか車庫であるとか什器であるとか、こういった物も、まあ、あのう、県の補助の対象外になる部分、いわゆる外構部分ですね、まあ、こういった部分も補助金の中で対応するように考えております。まあ、それについても先ほど言いましたような、あのう、施設が、当初のこちらが施設自体の目的に合っているかどうか、こういったことを判断しながら決定してまいりたいというふうに考えております。以上です。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、最初に私にお尋ねがあったんだけど、まあ、福祉課長の方から、まあ、あのう、具体的な、あのう、今後の詰め方について先ず話をさしたわけですが、あのう、この施設は法人のために造る施設じゃあないわけです。町民の皆さんのために造る施設なんですよ。ですからおっしゃるように法人が造ってですね、で、やあ、法人が、その入って良かったなあ良かったなあという話じゃあないわけで、やっぱり入所者の方がですね、入ってほんとに良かったと言われる施設でなきゃならんという中では当然その法人もですね、負担はするわけですから、建設費。当然コスト意識というのは当然働くわけだろうと思います。で、そのへん我々も再度お願いをするわけですが、この限られた財源の中でやっぱり言いましたような町民のための施設になるようにですね、やっていかなきゃならん問題だろうというふうに思います。まあ、そういうところで議員さんのそういった主旨も踏まえてですね、我々も当然指導していくということには変わりありませんので、そのへんご理解いただきたいなあ、まあ、思います。

●議長(三上徹) 要綱つくるかどうかというのは、その検討。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、要綱については、今作る考えはございません。それぞれの県や、いろんなこういった施設を作るときのも、いわゆるその制度に基づいて、それをきちんと、まあ、対応していくということで町独自でこういう要綱を作るといことはございません。

●**中村議員(中村昌史)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、中村議員。

●**中村議員(中村昌史)** 要綱を作るという考えは無いというお答えでございましたが、要綱が無いということであれば、補助金交付規則に則って支給するということだろうと思います。その中にですね、7条に交付の条件というのがあって、条件を付すものとする、という条件をつけてというふうなことができるような文言があります。あのう、要綱で、まあ、要綱まで、要綱を作る考えがないということであればですね、その規則の運用の中でですね、あのう、交付決定通知を出すときに、こうこうこういうふうなことにしてやりなさいとか、というふうな某かの補助金を出す町としての意志をですね、法人の側に伝えるということは、これは欠かしてはならないことではないかというふうに考えます。今問題になっておりますいわみファームの問題についてもですね、どうも当初の取り決めがきちんとなされないまま見切り発車的にスタートしたというところにも原因の一つがあるんじゃないかというふうに考えます。まあ、桃源の家で、そういうふうな問題が発生するとは思いませんが、将来に渡って、どう、どのような事態が発生するかは、これは予想が付きません。いわみファームについてもですね、当初から問題操業を計画しておられたわけではないと思います。いわみファームの教訓を生かすためにも、そういった当初の取り決めをきちんと定めて相手側に伝えるということをや要綱なり、規則に則ってきちんと進めていただくことを強く望みます。次に、簡易水道、じゃあ、簡易水道以外の飲料水供給のあり方についてを聞きたいと思います。21年度の決算意見書にもありますように、小規模水道施設も含めた整備率は95.5%だというふうになっております。が、まあ、簡易水道の普及率だけで言いますと75%程度かと思います。飲料水の供給というのは直接生命に拘わる重要なライフラインであります。簡易水道については、順次、排、送排水施設の改良であるとか、水源施設の改良が進められておりますが、その他の小規模水道施設の維持管理は指定管理者や個人に任せられておるといふふうなことになると思います。平成28年の上水道事業会計への移行を前にですね、基本的な考え方を確認するために何点か質問したいと思います。まず、飲料水供給施設について伺います。現在町内には石見地区に2か所、羽須美地区に3か所の飲料水供給施設がありますが、それらの維持管理に関する原則を聞きます。

●**松川水道課長(松川好史)** 議長、番外。

●**議長(三上徹)** はい、松川水道課長。

●**松川水道課長(松川好史)** 簡易水道以外の飲料水供給のあり方について、まず1番目の飲料水供給施設の維持管理の原則についてのご質問でございますが、飲料水供給施設は計画給水人口が100人以下の給水人口を対象とした施設でございます。また、あのう、簡易



水道事業の、におきましては101人以上から5千人までのところを対象としたところでございまして、邑南町といたしましては、主なものといたしまして簡易水道と飲供があるところでございます。先ほど議員さんの方からお話のございましたように邑南町では飲供が全体で5地区ございます。そのうちの3地区が羽須美地内にありまして、これにつきましては合併協議に基づきまして、地元管理組合に指定管理をしておるところでございます。この3地区いずれの飲供施設におきまして、受益者の皆さま方の、ご理解ご協力によりまして健全な運営が行われているところでございます。また石見地域の2施設におきましては、直営で管理しております。この2世、2地区におきましては、料金体系も簡易水道と同様に町の方で徴収しておるところでございます。新町におきまして、継続する旨の確認により、現在に至っておるところでございまして、いずれの形態にせよ飲料水の供給に際しましては、安全で安心、そして安定した水を安価で送ることが大原則でございます。今後とも、維持管理のあり方におきましては、簡易水道施設も含めまして、直営でやっております2施設もあわせまして様々な角度から検討してまいりたいと思っております。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと羽須美地域の3、3地区については、地元の指定管理だと、で、石見の2地区については直営だということでございましたが、維持管理の方法が異なっておるとするのは、なぜ、なぜそういうふうになっておるのかを教えてください。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 羽須美地域の3地区は指定管理で、また、あのう、石見地域の2地区につきましては直営で管理しておりまして、まあ、そのなぜそういったことになっておるかというご質問でございますが、このことに関しましては旧村時代から羽須美地域におき、おかれましては、その3施設のおきましてはその地域の管理組合で、その施設を管理をしておられました。このことにおきまして合併時に協議、先ほども申しあげましたが、合併時に協議の中で管理組合の方と協議の中で、このまま現行の方向で持ち継ぐという合意がなされておりました、それに基づいて管理をしておるところでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 維持管理について、もう少し伺いたいんですが、羽須美地区の指定管理を行っている3地区の維持管理というのは、指定管理者はどこまで管理をするのか、そういう定めがあるのか、それを教えてください。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 羽須美地域の、あのう、指定管理をしておる中でどういった、あのう、取り決めがなされておるかというご質問でございます。このことにおきましては合併後18年度に指定管理を締結しておりまして、10年間、平成28年の3月末までの

期間を持って指定管理をしておるところでございます。その内容につきましては管理、指定管理の協定書に基づき、また管理の仕様に基づきまして、あのう、修繕の負担等々につきましても町と管理組合のリスク表をもって、そのも、それに基づいて対応しとるところでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 飲料水供給施設の設置に関して条例がございますね。で、その第7条に施設の管理運営に要する費用は指定管理者が負担すると、先ほど課長の説明で、協定書仕様リスク表ということを言われましたが、それに基づいて、指定管理者が負担する部分が、ここまでですというふうにきちんと定められておることでしょうか。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) あのう、リスク表がどこまでの状態であろうかというご質問でございますが、まあ、あのう、主なものを、まあ、紹、あのう、リスク表の中の分担の中の紹介さしていただきますと、例えば、災害とか、そういった不可抗力によるものについては町で対応しなければならないとか、大修繕、小修繕と分けまして、そういったところについてはそれぞれ負担が、区分が定めております。そのようにご理解していただいてよろしいかと思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええっと、どのあたりまでということが、まあ、ほんとは知りたいんですが、まあ、それは、あのう、今回の最終的な質問にまであまり関係がございませんので、また、あのう、後にでも担当課の方へまいりますので教えてください。要は、あのう、7条のただし書きに、あのう、町長が特別の事情があると認めた場合は、というところを適用されているんだろうと思います。で、それでこの分について、まあ、災害であるとか、今言われた大修繕であるとかっていうふうなところは、災害は今町だと言われました。大、大修繕については負担割合を決めている、まあ、そのところはまた後で確認をさせていただきますが、そういうふうに決めておられるんであろうというふうに今のところは理解をいたしました。次に、あのう、町の飲料水安定確保対策補助金交付要綱というものを定めて、町は飲料井戸への補助を行っております。その補助金を利用した井戸、あるいはですね、まあ、純粋に個人負担で設置した井戸の維持管理についての原則を伺います。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) 個人井戸の、あのう、飲用井戸の設置にかかる管理の原則についてご質問でございますので、お答えさせていただきます。水道未普及地域の飲料水の確保のために、旧町村では平成4年度から今日まで、井戸の設置事業を実施してまいりまし

た。その結果におきまして、水道の未普及地区内ではいわゆる水道がいない地域におきましては、現時点で640戸あるように認識しております。その内約半数の315戸が飲用井戸を現在設置されておられます。ですから残りの200、320戸の方が、まだ谷水とかそういった自力で井戸を設置された方だと認識しておるところでございます。現在、邑南町では、邑南町定住促進飲用井戸設置事業に基づきまして実施をしておるところでございますが、設置後の維持管理は受益者が負担されるものと規定しとるところでございます。すなわち維持管理費におきましては原則受益者が行うということに要綱で定めております。修繕を含めた維持管理の費用につきましては、受益者の負担となりますが、まあ、例をあげますと、個人井戸等については水道料金が発生しませんし、通常、井戸の場合、水中ポンプや修繕の交換が大きな負担になるかと思っております。そういった場合、まあ、ポンプが例えば25万円前後とかかるように一般的には聞いておりますので、そう、そういった費用が生じることが想定されます。また、あのう、ポンプの耐用年数は概ね20年ぐらいは持つように聞いておりますので、その間の料金相当額例えば基本料金の8トン未満が、まあ、千260円でございますが、それが、まあ、20年間で、まあ、ざっとその試算しますと32万円つ、積み立てられるということになります。そういった中で、水道管の修繕も発生しますが、簡易水道の方もメーターから宅内については個人負担でやっていただいております。井戸等の水源が枯渇するなど、水源に新たな水源確保あるいは機器の交換が生じた場合は、前向きに対応していかんやいけん課題であろうと認識しておるところでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 今は単純に、まあ、あのう、利用料とそれからポンプの取り替え費用等の比較だけで話をされましたが、簡易水道の場合はそこまでの本管の敷設費用であるとか、それから本管の維持管理の費用であるとかというようなものは水道事業会計の方から出とるわけですから、単純に利用料だけで判断できるものではないと私は思います。それに、特別会計への一般会計からの繰り入れもございます。そういったものを含めてですね、どちらが、あのう、有利なのかという言葉はあれですけども、あのう、いずれにいたしても、まあ、飲料水の供給ということは最初にも、のみさし、述べましたように、あのう、直接生命に拘わる重要なライフラインであります。全町民がですね、安心して生活するための大原則でありますので、そのことに対する先ほど言われたような、その行政サービスと受益者負担というものに不公平があっちゃあならんことだというふうに考えます。料金のことその維持費の問題を今比較されましたが、単純にお金だけのことでなくですね、自己で管理をされている方は、機械設備の破損に対する不安であるとか、水源の枯渇に対する不安であるとかというようなものは常に、こう抱えて生活をしなきゃならんという、そう精神的な面の負担もあろうかと思えます。こういったですね、まあ、いわば行政サービスと受益者負担の関係の格差というふうなものを、これは解消する方向に向かっていかなければならないと考えておりますが、担当課として、そういうふうな取り組

みを今までなされてきたのか、将来的に考えられているのかを問います。

●松川水道課長(松川好史) 番外。

●議長(三上徹) はい、松川水道課長。

●松川水道課長(松川好史) あのう、簡易水道エリアとそいから未普及地域の格差についてご質問でございますが、まあ、あのう、基本的には大きな格差はない、現時点ではないものと認識しております。現時点におきまして、具体的な水道の区域拡張計画の予定はないところでございますが、給水区域内の簡易水道加入者の方は、給水の対価といたしまして水道料金を先ほど申しあげましたが、支払っており、安心、安全な水の供給を受けておるところでございます。不安なく日常的な水道供給を受けておるように思っているところでございます。また、あのう、その区域外におきましては、先ほども答弁さしていただきましたが、その井戸設置によって対応しておるところでございます。井戸設置の普及の状況につきましては先ほどもご説明いたしましたが、設置された方におきましては、水質検査を当然実施し、安心、安全な水で、その、それをクリアすることによって補助を交付して、提供しておるところでございます。まあ、しかしながら先ほど議員さんのご指摘がありましたように、いわゆる未普及地域の半数の方は谷水や自費でやられた井戸で、対応しておられます。この方々が将来的にはいつ井戸やらその水が枯渇するかも分からないという心配は持っておられることと思います。また、水質におきましても不安をも、抱えながら生活されておるところであろうと思います。そういった中これまでも取り組んでおりますが、あのう、水質検査等々への相談にも応じておるところでございます。まあ、今後とも、まあ、こういった井戸設置事業を推進してまいりたいと思っておりますので、ご活用のほどをよろしくお願いしたいと思っているところでございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 格差はないと認識しておられるということなので、解消に対する取り組み等は、まあ、考えてないということだろうと思います。あのう、下水道事業につきましては、あのう、下水道普及区域以外の浄化槽を町設置してですね、使用料を徴収して、浄化槽の管理は町が行うという制度になっております。この形は、まあ、処理の形態は異なってもサービスと受益者負担は公平だと言えるのではないかというふうに思います。上水の場合ですと、あのう、水源の差異等の問題もあってですね、均一な水質の確保が難しいというようなことはあるかも知れませんが、まあ、いきなり、まあ、下水道と同じようなシステムをとるというふうなことが可能かどうかというところもあらうと思いますけども、そういう方向性へ向けてのですね検討が必要なんではないかというふうに考えますが、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、水の問題はご指摘のように一番大事な問題でありますので、格差があってはならんというのが基本原則だろうと思います。で、まあ、今問題

になつてゐるその個人の、で、井戸設置をやつていらつしやる方々に対する手当でありますけども、まあ、課長が答弁しておりますように、枯渇したときとか、あるいは機器が故障したときとか、まあ、こういうことについてはやはり行政として考えなきゃいけない大きな問、課題だろうというふうに思っておりますし、それから、まあ、一応23年度まで井戸の設置補助事業がありますけれども、まあ、これで終わりなのかということもあると思います。まあ、できれば私は、まだまだそうした個人でやつていらつしやる井戸の方々がいらつしやる中で、できれば皆さん方と相談をして継続もしたいなあというような気持ちもありますので、実際にはなかなか申し込みが少ないんでありますけども、ピーアールも含めてですね、助成事業を続けていきたいなあという思いでおりますので、その点もご理解いただいて、格差是正に、まあ、努めていきたいなあというふうに、まあ、思います。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、中村議員。

●中村議員(中村昌史) 最初に申しましたように、28年度の事業会計への移行というふうなこともあります。それから財政上の問題もありましょうが、先ほど町長も言われましたように、飲料水、飲料水の確保というのは直接生命に繋がるということで重要なことありますので、住民に良質で安定した飲料水の確保を図るということのために、町は維持管理の面にまでですね、もう少し積極的に関与すべきではないかというふうに考えます。今後の水道事業の進展に期待をし、私の質問を終わりたいと思います。

●議長(三上徹) 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。午前の部の一般質問予定者は終了いたしました。午後の部の一般質問予定者の予告時刻のこともありますので、1時15分まで休憩とさせていただきます。その間、議会運営委員会がございますので、議会運営委員会を開いていただきたいと思います。

—— 午前11時12分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第7号大屋議員登壇をお願いします。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええっと、議席番号1番大屋光宏です。今回の一般質問は、矢上高校の就職支援と農業に関する事柄が2点、合わせまして3点用意しております。若干量も多いですし、まあ、今まで、あのう、かなり自分の思いを述べながらの一般質問をやってきましたので、今日は淡々と最初は進めていきたいと思っております。まず、高校の就職支援ですが、近年、あのう、高校の評価として進学率であるとか、あのう、国公立を始めとする難関大学にどれだけ進学できたか、そういったものがかなり注目を浴びて高校の評価とされていますが、このような中で地元にある矢上高校の存在意義として、進学のみならず町内へいかに就職できるかということも重要なことだ考えてます。で、定住対策のた

めにも進出企業を始め町内企業から矢上高校への求人の確保と、高校生の就職支援、その折角地元の矢上高校に行ったのに希望しても地元で就職できないということは、あのう、良くないことですし、矢上高校に行った価値として、地元を希望すればできる環境を整えることというのは大事なことだと思ってます。で、そういうことをもっと、あのう、町も支援していくべきではないかということから何点か質問したいと思っております。まず、あのう、始めに話を進めるために、若干過去の実績をみますと20年度卒業生の内7人が町内企業へ、で、21年度は8人町内へ就職されています。で、21年度の8人はちょっと数え方の、もあるのかも知れませんが、7人は町内の企業、一人は邑智郡の森林組合ですんで、その一人を町内と見るかどうかはあるんですけど、まあ、どちらにしても地元の方で残っていただいております。で、こういうことを見まして、まずは、あのう、1点目に、県内のみならず全国的に来年春の卒業生、高校卒業生に対する求人はたいへん厳しい状況が伝えられております。で、まずは現在矢上高校の来春卒業生に対して町内企業からの求人、また、あのう、高校側の求職状況がどのようになっているか質問します。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 矢上高校の卒業生の就職の状況でございますけども、矢上高校来年3月に卒業する予定の生徒は81名でございます。まあ、現在のところ学校に聞きますと、13名の方が就職を希望しているようでございます。まあ、その就職希望者の内、7名が地元町内への就職を希望されていると聞いております。また、あのう、9月1日現在で、町内の企業からは、15社から矢上高校に対して求人の申し込みが来ているというふうに伺っております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 現在15社からということで、まあ、最低でも15人以上の求人がきていることだと思います。あのう、反対に、まあ、就職希望が13人、町内に、まあ、希望する人が7名ということは、あのう、希望以上の求人をしていただいている現状だと思います。で、あのう、県内見ましても、8月20日現在ですけど、あのう、県の、すみません、島根労働局の発表によりますと、島根県内の高校生で県内に就職希望している人が千26人、それに対して求人というのは748人、あのう、7月末に比べればかなり改善されたようですけど、それでも278人、県内では足りない状況。その反対に矢上高校に対しては町内企業から、その求職以上の求人がきているというたいへんありがたい状況になってます。そこで、あのう、質問の本題ではありますが、このようにたいへん経済きびよ、経済事情も厳しい状況の中で、邑南町内の企業は、あのう、たいへん多くの求人を矢上高校に出していただいておりますし、毎年安定的に、あのう、採用もしていただいております。で、あのう、こういうことに対して何らかの支援をしたらどうかなと思うのですから、あのう、雇用助成という形で松江市を始め、あのう、助成金を支払って、あのう、新規卒業者の就職を支援している市町村もあります。で、企業というのは今、必ずしも、その利益、お金だけで人を雇ったり、経営しとるわけじゃなくて、企業価値というのは社会

貢献なり、地域貢献度も含めた企業価値っていうものを高める努力もされています。で、町としても支援としてのお金ではなくて、そういう気持ちに対して感謝を表すということで、一つは、あのう、町の表彰条例を適用して町としても、そういった、あのう、地元矢上高校の新規卒業生を採用していただいた企業に対して感謝と敬意を表すことができないか、が一つの質問です。で、もう1点、あのう、高校を卒業してすぐ就職した高校生というか、まあ、卒業生にとっても、その地元に残ってすぐ働く、そいでそれなりに、自分なりに勉強したい、研修したい意識は持っても、あのう、地方と都市部の一番大きな差っていうのは、やはり、あのう、自ら学ぶ場が地方には少ない。図書館にしても充実度は、あのう、その児童図書なり、いろんな分野では十分な部分があっても、専門的なもの自ら学びたいというときには、どうしても、あのう、充実度が低いというのは否定できないところがあると思います。で、また、あのう、資格を取りたい研修を受けたいと思っても、この地域ではなかなか難しくて大部分が、あのう、土日を利用して広島へ行くなり、広島で資格を取るなりされています。そういう意味もありまして、あのう、本来であれば環境整備するっていうのが行政の仕事かも知れませんが、人数も限られていますし、そのそれぞれの希望っていうのは異なります。で、例えばとして、あのう、卒業後すぐ地元企業に就職した卒業生に対し、研修と自己啓発の支援として、1年目は5万円、2年目は2万円、で、5年目に3万円程度の、助成をしてはどうか提案します。で、この根拠っていう、まあ、私なりの思いっていうのは1年目の5万円についてはパソコンの購入なら、購入など自ら調べたり学ぶ環境を整えるため、で、2年目っていうのは、その会社での役割、地域での役割など少し分かった時点で自分で何か学びたいと思ったときに、例えば専門書でも5千円単位であったり1万円単位、高い物もあります。で、あのう、定期的な刊行物でも専門的な物は高い物もありますし、多くの知識を得るためにはやはり本を買いたい、いろんな意味があると思います。そういう意味で2万円程度の助成。で、最後、あのう、5年目っていうのは、その同じ会社に勤め、勤めて5年経ちますと、高卒ですと、まあ、大卒と同じ年ぐらいの人も入って来る年齢ですし、会社の中でも、その役割っていうのも中堅どころじゃあないですけども、少し重くなってくる。そういう中でまた自ら考えたり、し、あのう、勉強したり、スキ、スキルアップ、スキルアップをするための支援として2万円程度どうかなあつと、すいません、3万円程度どうかなあつと思ってます。まあ、合わせて10万円程度になるんですけど、あのう、お金が全てではありませんが、そういう形で支援して会社なり地域の中で頑張れる人になって欲しいという思いとしてこういう試案はどうかという2点を質問します。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 矢上高校の卒業生に対する、まあ、感謝と敬意のあり方についてのご質問でございます。まあ、あのう、地元の高校であります矢上高校の卒業生が地元の事業所へ就職するということは、まあ、人口定住の、定住人口の増ということ、あるいは地域の活性化につながるということなどから、まあ、大変重要なことだと認識しております。まあ、町といたしましても雇用の拡大あるいは定住を促進する意味からも、企業等に対しまして、採用枠の増大を

要望しておるところでございます。新規卒業生の採用について取り組んでいただいた企業に対して、まあ、議員ご指摘のとおり何らかの敬意の意を表すること、ことも大事だと思います。まあ、町長はその都度企業に対してはお礼の言葉を述べているわけでございますが、例えば高校生、卒業生だけでなくですね、まあ、大卒者あるいは資格を取るために専門学校へ一時期、入学されて、その後、まあ、地元へ就職されるという方もおられますんで、まあ、高、高校の新規卒業生だけでなく、そういう方も一緒に、まあ、考えなくてはいけないというふうに考えておりますが、まあ、長年継続的に雇用に取り組んだ事業所、まあ、のみならず、まあ、福祉施設や一般の事業所も含めて、まあ、どういった形が良いのか、まあ、検討する必要もありますが、まあ、あのう、表彰審議会というのがありますので、そういった会の意見なども聞きながら、今後検討する必要があるかなというふうに思っております。それから、卒業後の自己啓発の支援としての補助について、まあ、具体的に提案をいただきましたが、まあ、あのう、新入社員の研修ということでは、あのう、厳しい経済情勢の中では、中小企業においては事業の安定、拡大を図るために、あのう、新入社員が社会人としての基礎的な能力を身につけることが求められております。まあ、中小企業が単独でそのような機会を持つことは非常に、まあ、厳しい状況にあると思われれます。まあ、そのため、まあ、昨年度から浜田市、江津市、まあ、邑智郡内、まあ、石央地区であります、の行政機関と、それから商工団体が連携をいたしまして、就職内定者あるいは新入社員を対象とした研修会を開催しておりまして、中小企業の人材育成も支援しているところでございます。まあ、そいから島根県内の状況につきましては、県の雇用対策課の方に確認いたしましたが、まあ、卒業後地元企業に就職した卒業生に対して、卒業生に対して、まあ、直接補助するといったことを行っている自治体は現在はないというふうに聞いておりましたが、まあ、昨、昨、昨日の新聞で松江市が、来春に、から新卒者を対、採用した市内の中小の事業、事業所に対してですね、一人あたり10万円の助成をするという制度をどうもやられるようでございます。まあ、若者の定住支援という面から、先ほど言われたように個人の方に補助するのが良いのか、あるいは採用した企業の方に助成をする方が良いのか、まあ、そこらも制度そのものもどうするかということも含めまして、まあ、検討していく必要があるかなというふうに思っております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 総合的に、まあ、検討していく、前向きか後ろ向きか、ちょっとすみません、判断がつかかねるところではあります。で、あのう、例えば、あのう、質問の仕方を変えますと、あのう、まあ、あのう、新規卒業生を地元に残った人を支援したいという気持ちは皆さん同じだと思います。まあ、支援の仕方をどのようにするかという話だと思います。で、あのう、例えば1年目に5万円という話をしたのは、あのう、町は今光ケーブルを引いて、インターネット網を整備しました。で、地元に残って、まあ、自ら勉強したい、インターネットを引いてやりたい、パソコンを買おうと言ったときに、その邑南町の光ケーブルでなく、あのう、他の民間のインターネットのプロバイダーへ入りますと、今パソコン買う時点で3万円程度の割引があるとか、何らかの支援があってどちらかというと町に入るよりは若い人にとっては、そちらが魅力的な部分もあります。で、あのう、町のインターネットというのは光ケーブルもう既に引きましたので、あとは一人でも多くの方が利用していただくと、それがすべて収入になる仕組みであれば、何らかを考えても良いんじゃないですかっ



ていう言い方もあるかもしれません。で、あと図書館についても教育委員会の自己評価では図書施設なり読書っていうのは、そのA評価だったと思います。充実しているという評価。ただそれは子ども達や、ある程度の年がたって、文化だと社会だとかいう読み物については充実していることは認めます。じゃあ、あのう、若い人たちが図書館に行って何か調べたい、学びたいと思ったときに、その期待に応えられるかっていうのは、そこまでは難しい話だと思います。で、まあ、そういうのも整備してくださいっていうのが本来かなとは思いますが、あのう、そういう意味も込めての支援はどうですかっていう話だったです。で、これをつきつと、突き詰めれば良いんですけど、あのう、その話の大元で一つ一番気になるのは、あのう、先ほど話がありましたように矢上高校に対して地元の企業は15人の求人を出してます。反対に矢上高校からの求職は7人しかいないです。8人足りません。これは大きな問題だと思います。問題意識が有るか無いかだと思います。あのう、例えば進出企業が、町は昔から各企業に対して邑南町に来てください、来ていただければ人口増加なり、定住対策になります、地域の発展になります、是非来てください、で、折角来ていただいたのに地元から採用しようと思ったら人が来ない、なら邑南町に来る意味は無いんだと思います。あのう、地元の企業にとっても厳しい時代だけど定期的に人を雇いたい、地元の人を雇いたい、で矢上高校に声をかけても地元に残る希望が少ない。で、これ様々な理由があるかも知れません。で、あのう、いろんな支援をすればもう少し高校生も地元に残ろうかなという思いがあるのかもしれない。で、あのう、今町長も一生懸命になって、自立への挑戦、あのう、地元で必要な人材は自分たちで作るということをされてます。で、今年は中学生に対して仕事語り、夢語り講座ということで3年生には医療分野の話、2年生には林業分野、1年生には農業分野の話をされて、あのう、職業意識を高めています。で、こういうこと、あのう、生徒たちが、その高3になってくれば、3年後4年後になればもう少し地元に残ろうという意識があるのかもしれない。ここで最後、あのう、この件に関して町長に聞きたいんですけど、このように、あのう、折角地元の企業に求人を出してもらったのに、それに答えるほどの求職がない。あのう、地元に残ろうと、残る人が少ないというのは大きな問題だと思うんですけど、そのへんなぜ問題があるのか、何をしていけば良いのか、考えがあったら聞かしてください。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、15社から矢上高校に対して、就職の希望が出ておるというのはありがたい話ですけども、現実問題課長が言いましたように、13名しか就職の希望がないわけです。ということはやはり矢上高校もそうでありまして、今は高校、殆どが進学をするという中でありますので、その中で敢えて就職希望者を更に募るというのは、これはもう個人の問題があるわけで非常に難しいところかなあと、まあ、いうふうに思います。したがって、まあ、大学あるいは専門学校へ行かれて戻ってくるというようなこともやらなきゃいけないわけでありまして、まあ、そういう中で限られた就職の希望者がですね、全員地元の企業にいくような努力を当然すべきだろうというふうに思います。まあ、私も、あのう、進出企業会の8社に対しては毎年、本社を訪問してそういったお願いもしておりますし、それから、まあ、あのう、高校とそれから雇用協議会と、邑智郡の雇用協議会とが密接にいろいろやりとりをしてるということも、まあ、ご理解いただきたいんですけども、その中でどうやって、その今の希望している高校生に地元志向へというような

インセンティブが働くような施策が何かということ、まあ、議員いろいろとご提案いただいとるわけでありましたが、まあ、基本的な考え方として私はこれは、まあ、あのう、個人に対して金銭を与えるべきではあまりないというふうに思います。もちろん、あのう、邑南町の子どもさんたちは矢上高校のみならずいろんな学校にいつてらっしゃるわけで、そこは非常に、まあ、税を使うということになると、まあ、難しいだろうと私は思います。税の公平な分配の原則ということにな、で考えれば難しいとすれば、やはり企業に対して、まあ、何らかの支援策というものはこれは考えても良いなあと、まあ、思っておりまして、折角の、まあ、いろんなそういうご提案でございますので、特に今回希望を出していらっしゃる15社の皆さん方とも一堂に会して行政としてどういう支援策ができるののだろうか、企業に対してですよ。まあ、そういうことをやっぱり検討していくことも大切なあと、まあ、いうふうに思っております。その中で何らかの方向がまた出てくるのではないかなあと思っておりますので、ご提案に対しては、まあ、真摯に受け止めてそういう場を設けたいなあと、まあ、こういうふうに思いたいと思います。

●大屋議員(大屋光宏) はい議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) まあ、確かに、あのう、それぞれ卒業生の、高校生の、あのう、目的意識なりいろいろありますんで、それを地元があるから地元に行きなさいというのも難しいのも分かります。まあ、個人に対してお金を出すってということもどうか、で、確かに、私自身も確かに思います。まあ、ただ一手段なり方法として検討していただければと思います。で、もう一点これに関して少しだけお願いしますと、あのう、今高校の、その進学指導なり、その8月中旬の山陰中央だったと思うんですけど、新聞にも、その件が、あのう、先生たちがいかに、その島根県の高校生は難関大学、あのう、難しい大学に行かすか、あのう、学習会を開いたとか載ってました。で、近年、まあ、島根県自体高校生の学力が落ちてるってことですごく問題にされておりました、まあ、東大、京大始め旧帝国大学なり難関大学への進学者が少ない、で、まあ、目的もなく難しいところに行くのが良いのかどうかの思いもありますけど、で、あのう、ほんとはその矢上高校でも最終的に町長話されたとおりの専、あのう、大学なり専門学校へ行ってまた帰ってきて貰えれば良い話だと思います。地域に役に立つ技術なり、その知識を身に付けて。ただ進学指導の中でその難しいところにいけば良いという、その、だけを価値に思う方もおられる、で、じゃなくてやっぱり、その邑南町にとってどういう大学に行って、どういう知識を身に付けて帰ると、その例えば地元の企業に入れるかどうか、その地元はどういう技術を必要としているか、で、そういうのも含めた中で進学指導していただければ最終的には学校出てまた帰って来て貰えるのかなあと思ってます。そのあたりも一緒に研究していただければと思います。で、続いて、あのう、次の質問に入りたいと思います。後、農業関係のことですが、あのう、6月補正で行われた、あのう、予算を措置された事業ですが農業+α実践者定住定着事業についてです。で、言葉の説明等は私がするより、あのう、担当課長にしてもらった方が適切だと思いますんで省かしてもらいます。あのう、これ、あのう、UIターン者で、

まあ、兼業就農する方を支援するものだそうです。で、今、あのう、邑南町にて専業でなかなか農業従事ってというのは厳しいって言われてる、あのう、まあ、農業だけじゃあなくて、兼業も、まあ、組み合わせた中で、就農するというのというのは一つの良いアイデアかなと思いますし、現実的だと思います。で、特にUターン者、Iターン者の受け入れってというのは、農業従事者確保のためにも有効なことだと思ってます。で、この事業を今後、あのう、私は良いと思うし、町としても良い事業かなと思うんですけど、その県は今年度来年度2年間しか予算措置をしていない事業ですが、町としてこの残り少ない期間にどうやって進めて行かれるお考えか。で、もう1点、その8月だったと思いますが、あのう、スノーファーマーというのが新聞に出まして、あのう、スノーファーマー募集してます。で、これも、あのう、町で作られた言葉のようですが、そのスノーファーマーというとピンと来ないし募集しますというてもよくわかんないですけど、あのう、先ほどの農業+α実践者定住事業とたいへん良く似た中身の部分もあります。あのう、お互い連携して、その農業プラスαの事業をもっとアピールして活用することはできないかなと思うんですが、あのう、この2点について質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ご質問の農業+α事業と、まあ、通称言っておりますが、Iターンで就農される方の、まあ、今までの例ですと、自営で就農される方あるいは会社等の雇用就農という形で、農業に就かれる方が今までは、まあ、殆どでありました。で、そういうスタイルに加えて農業収入プラス副業収入と言いますか兼業収入と言いますか、そういう部分も加えて生活費を確保しながら、定住定着に繋げようというのが、まあ、この事業の主旨です。で、特に、そのIターンの場合、例えば農地の面、住居の面、まあ、いろんな面で、その出身者に比べて不利な部分があります。で、サラリーマンですとこれが就職すると、その月から給料というふうなものが貰えるわけですけども、農業の場合は就農してもすぐその所得に繋がりませんので、特に、その初期段階の生活費の確保をどうするかというのは非常に大きな問題なんです。そういう意味ではこの県が5万円、町が5万円毎月計画をしておりますが、この事業というのは、あのう、Iターン者にとってみると非常に初期の生活費確保という点で非常に有効な事業であるというふうに思っております。で、事業年度は今年度から24年度までの3年間を取りあえず、あのう、県の方では組まれておりますが、あのう、まあ、正直言いまして3年では少ないと思っておりますので、この事業が切れるまでにはですね、県の方にももう少し、あのう、継続を働かかけたいというふうに思います。で、要件が、あのう、何点かありまして、一つは6か月以上の研修を受けることというふうな条件があります。で、これは、あのう、今邑南町が行っております農業研修制度がございますが、この制度は、あのう、このα事業の研修に見なすというふうに、あのう、県で認定をしていただいておりますので、まずは、現在おられる研修制度に対してこの制度を来年使い、使ってもらってなるべく、まあ、定着に繋げていきたいということが一つ、で、もう一つは広島あるいは大阪等で行われておりますが、新規就農者のフェアでありますとか就農相談会というふうなことが何回もありますけれども、そういうところで町の研修制度と、このプラスα事業の組み合わせをまたPRしていきたいというふうに思います。

●議長(三上徹) スノーファーマーは。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** スノーファーマーの件がもう一つございました。スノーファーマーはこれは恐らく定住企画だと思いますが、作られた言葉であります。ええっと、農業とウィンタースポーツを、まあ、組み合わせた新しい生活スタイルを発信して行こうという意味の造語のようであります。冬にはウィンタースポーツ、あるいはウィンタースポーツの関連する仕事に従事する、それから春から秋までは農業をするというふうな、あのう、新しいスタイルの暮らし方を提案していこうというのが、あのう、この主旨のようであります。で、8月に雇用促進協議会が、まあ、体験会と言いますか、視察会と言いますか、そういうものを実施しておりますが、8月に8人の参加がっております。で、この中で、一組のご夫婦の方が現在定住を希望されておまして、住居の調査ですとか、あるいは就農のための研修先を今探しておられます。で、それ以外にも興味を持っておられる方いらっしゃるようでありますので、今からも定住企画課と連携をとりながら、PRをしていきたいというふうに思います。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい議長。

●**議長(三上徹)** はい、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** 先ず、あのう、まあ、この事業、あのう、農業プラス $\alpha$ 、以前は、あのう、ちょっと、あのう、記憶に私ども定かではないんですけど、あのう、町長は、あのう、農業プラス $\alpha$ か又は半農半Xという言葉が使われた時期もあったんだと思います。あのう、全て農業だけじゃなくて足りない部分は、あのう、先ほど、あのう、説明があったとおり、あのう、仕事をしながら、まあ、反対に仕事をメインにしながら空いた時期に、空いた時期に農業というのは変ですけど、あのう、農業。で、まあ、この地域でいうと例えば冬場はスキー場で、その春から秋は農業をするとか、まあ、あのう、ある意味、まあ、専業も大事かも知れませんが、地域の雇用調整の意味合いもありま、あのう、機能も果たせますんでこういう形での就農っていうのはできるだけ、あのう、推進していただきたいなあと思ってます。で、あのう、まあ、これだけを進めると、またなかなか宣伝も難しいですし、あのう、たまたま同じ時期にスノーファーマーということが出たです。で、あのう、ちょっと言い方厳しくいうとスノーファーマーって、あのう、非常に、あのう、農業をやっている人にとっては評判が良くなかった。で、元々、まあ、以前の始まりの、あのう、こせが、こせがれネットワークの連携であるとか、ケーブルテレビの開局記念でやった、農業のファッショ、ファッションショー、あのう、PRとしてはすごいんだけど、そこにほんとに農業の、あのう、振興であるとか定住の思いがあるか、ただ、まあ、名前として農業を使っているだけじゃないかという思いもあったです。で、まあ、専業でやっ取る人たちもこういうことに絡んでお互いに協力し合ったらどうかなと思ったんですけど、あんまり絡まんが良いかなあという話もあったです。ていうのは、まあ、実際やっとられる、スノーファーマーとやっとられてもほんとにやっ取る人たちが、農業で、あのう、こ、この地でそういう生活できるかっていう現実味があるかという疑問に思う部分が皆んな感じたんだと思います。ただ、それに対して、今度は農業+ $\alpha$ で実際、その裏付けとなるこういう資金面での支援もありますよというのをあわせてやると、まあ、良いPRにもなるし、たいへん現実味のあることになって来るんだと思います。で、あのう、農業+ $\alpha$ ということで、あのう、条件が何点か出てました。あのう、研修を受けなきゃいけないと

か、まあ、その他売り上げが50万以上というのは、まあ、これは難しい話じゃあないと思います。で、一番ネックになるのは研修なのかもしれないですし、あのう、今地元におる人、いる人は対象外となってます。Uターン、Iターンの促進ということで、まあ、確かに資金援助の面として生活基盤の安定ということであれば、地元にいる人が勤めをしとるんだけど農業をしたいと思ったときは生活基盤があるから支援をしなくて良いという意味になるのかも知れないです。ただ、あのう、何らかの形でやっぱり農業に携わる人を増やすために、例えば、あのう、地元にいるんだけど、仕事を、まあ、半分に、勤めを半分に減らす冬場だけにして農業をしたいとか、研修を十分に受けてないんだけど、その半年っていう研修を例えば30代で受けてくるのは難しいとこもあります。町の、あのう、研修制度である程度手当がいただける研修であれば十分できますけど、そうでないお金を払って研修っていうのは難しいと思います。その専業であるなら別ですけど、売り上げ50万円程度といたら変ですけど、50万程度で半農、まあ、半分農業で半分勤めっていう形であればそこまで研修を求めなくても良いのかなあと思います。ただ県の制度がそこまで求めるのであれば例えば町として県に対してもう少しその条件を緩和することはできないのか、又は、そのどうしても県が無理であれば条件外の者に対しては町として何らかの支援をして、少しでも農業従事者を増やす考えはないのかについて質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 先ず、あのう、農業+ $\alpha$ 事業のモデルの設定をですね、あのう、邑南町ではしております。で、先ほど50万円というお話も出ておりましたが、あのう、現在の設定では、一応モデルとしまして目標が概ね200万円を取りあえず設定しております。で、この内、農業所得について100万円以上を一応目標とするという内容です。それから営農モデルについては露地物、施設物等を取り混ぜながら、まあ、100万円以上確保を目標にしております。それからもう一つ、そのいわゆるプラス $\alpha$ の $\alpha$ の方でございますが、これは、まあ、主に、あのう、春から秋まで、そういう露地物等やりますと、まあ、冬がですね、あのう、空いてくるわけですけども、まあ、その部分をプラス $\alpha$ に、まあ、充てていただくというふうなことから、まあ、いわゆる季節型の、それこそ、ウインター関係の仕事でありますとか、あるいは農協で言いますと白ネギの集出荷の施設あるいは味噌というふうな加工ですね、餅とかの、まあ、そういうふうな所へのプラス $\alpha$ 部分も斡旋していこうというふうな、まあ、モデルケースを今作っております。で、要件緩和については、あのう、確かに緩和すれば乗りやすくはありますけれども、実際に、あのう、生活していこうということになりますと、ある程度の所得はこれ必要になってまいりますので、今モデル設計をしている、まあ、最低の200万円目標っていうのは、まあ、せめてこの程度は、あのう、やっていきたいというふうに、あのう、うちの課としては思っております。それからもう一つの、あのう、まあ、これに乗れない人に対策を、まあ、どうするのかというお話があったと思いますが、まあ、先ほど言っておりますように、これは、あのう、Iターン者を主に対象にしておりますので、なかなか、あのう、町内に

いらっしゃる方がすぐこの事業を使えるかという、まあ、そういう状況にはなっておりません。まあ、これは先ほどおっしゃったように、あのう、Iターンの方ですと、特に農地も一から捜さなくてははいけませんし、住居もそうでありますし、それから、まあ、施設もそうあります。で、地元の後継者ということになりますと、まあ、そのへんが一応基礎的な部分が整ってる可能性がありますので、そこで県とすれば、一つの線を引こうというのが、まあ、あのう、この事業になっております。で、とはいいながらも我々も、あのう、農業従事者をグラフにしてみますと20代から40代ぐらいまでのところがやっぱり非常に少なくなっておりますので、やっぱりその年代層をどうやって今から確保していくのかっていうのが非常に大きな課題だと思っています。もちろんそのIターンとか先ほどからお話をしております農業研修生を一人でも多く定住してもらうというのは、それはそれでも勿論あるんですけども、もともと地元の出身者、いわゆる後継者を、まあ、きちっと育てていくというふうなことも、あのう、農、農林振興課とすれば、まあ、重要な部分でありますので、ええっと、それはそれとして何らかの切っ掛けづくり、あるいは、その仕掛けをですね、していかなければならないというふうには思います。

●大屋議員(大屋光宏) はい議長。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええっと、まあ、話があったとおり、あのう、Iターン者を求めるのも大事かもしれないですけど、20代から40代の生産者が少ない、何らかの措置をしなければいけないという答弁でした。で、今、あのう、その地域の現状を見ましても、昨年、雲井の里とみずほの道の駅整備されました。直売所。ただ整備をして拡張した部分はありますが、その分農産物が増えた、生産者が増えたっていうのは完全に別の話だと思ってます。で、石見で見ますと、あのう、今年の秋に生協ひろしまとの野菜ボックスの取り引き、町長はご存じだと思うんですが、30周年ということになります、30年を迎えます。あのう、元々農業振興のやり方で石見の場合ですが、まあ、どこもたぶん似た形だったと思うんですけど、少量他品目の生産、で、農協は、あのう、多くの売り先を持つ。それは、あのう、それぞれの負担に応じて少量しかできない人もたくさんいますので、そういう人たちを集め、集めて、野菜ボックスなり生協との取り引きをする。で、能力的に余裕があって大規模に専業でやる人はトマトなりキュウリなり施設栽培をして専業的にやるっていう二本立ての部分がありました。で、今、その少量で他品目いろんな野菜を作っていく、作る人が少なくなってます。それがその直売所でも野菜が少ないですし、給食学校給食において地、あのう、地産地消と言っても物が集まらない。で、野菜ボックスも、あのう、生協の取り引き30周年を迎えますが、生産者の数は少なくなっていますし、生協ひろしまっていうのは合併してどんどん大きくなってその取引量を増やす、あのう、生産量を増やせば、取引量が増やせるんですが、その生産者がいないのが現状です。で、正に、あのう、20代から40代、次の世代を、あのう、地域の農業を担う人がたいへんに少ない、で、このことは十分理解されて、最重要であって切っ掛けづくりが必要だと言われている。で、まあ、ここで質問なんですけど、ここまで理解してじゃあなぜしてないのか、

何をじゃあ今からされるつもりなのか、で、今、そのモデルプランを作られたっていうんですけど、あのう、昨年から言ってるように、あのう、政策的にちぐはぐな部分がある。例えば農協は、本来専業であればトマトなりキュウリなり施設栽培をしてもらおうと良いんだけど、当初はそこまで求めることができないからナスや白ネギの露地栽培を勧める。で、仕組みとしてそういう仕組みがある、なってきたのに、反対に町として、例えばモデルプランを作れば路地プラス施設、どうしても施設が無いと生活できないという認識はある。だけど誰も施設には力を入れてない。で、その現状というのが農林総合事業で施設整備のお金がある、あのう、補助金があると思うんですけど昨年実績が240万程度だったと思います。ハウスでいうと2分の1補助で見ても2棟程度。現実今、町内でハウスを建てたり施設を建てる方というのは、あのう、自己資金で建てる方というのは少ないんです。で、補助金も殆ど出てないということは年間その大きさはありますが、1棟か2棟程度、殆どその投資もされてないということは生産者もいないという現状があります。で、そういう意味で、あのう、裾野を広、広げるという意味で言えば、この農業+αの形で、まあ、個人にばらまきの形は決して良くないですけど、何らかの切っ掛け作りとして条件を緩和するなり町として、もっとこう予算措置をしてみるなり、また違う考えがあるならそういうのを進めると良いとは思いますが、その違い、違う考えがあるのか、もっとこれを充実させようという考えがあるのかその点聞きます。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっと、先ず1点目に、あのう、産直の話がありましたけれども、あのう、確かに雲井の里にしても瑞穂の道の駅にしましても、生産者は恐らく今がピークでありまして、あのう、だんだん高齢化とともに、あのう、減ってくるというふうに予想はしております。で、その対策としては、今支援センターの方で取り組んでおりますが、いわゆる、その定年後の、まあ、定年帰農と言いますか、そういうふうな部分をもう少し活用できないかということなんです。で、以前の調査では、定年して、まあ、特に60代の方、あのう、従来からこちらで農地を持っておられる方は、自給用であったり出荷用であったりいろいろやっておられますが、特に、その定年でこちらに帰ってこられ、こられたような方も非常に調べてみると沢山おられます。で、その方は、まあ、機械が無い、技術が無いというふうなことから農地はあっても、まあ、誰かに貸しているとかいうふうなことで、農業に携わっていらっしゃらない方が沢山おられるっていうことが分かりました。で、2年前から、その方を対象にして、あのう、せめて産直出荷ぐらいにはできるようにということで邑南アグリ元気塾というふうなものも開催をしております。で、まあ、少しずつではありますが60代の、まあ、自給用農家と言いましょかね、まあ、産直向け用の農家も少しずつではありますが、あのう、今は増えているところです。それから20代、30代あたりの、そのいわゆる、その地元の後継者、あのう、何か、その案があるのかというご質問でございますが、ええっと一つここに、あのう、データを調べてみたんですが、先ず矢上高校からですね、あのう、農業系の学校へどれぐらいの人が進学してい

るのかというデータをちょっと調べてみました。ええっと平成17年が島根県立農大で1名、広島県立農大が1名、18年度が島根県立農大が2名、19年度が島根県立農大1名、20年度が帯広畜産大学1名、21年度が島根県立農大1名、というふうに、あのう、多くは決してありませんけれども、そういう学校に進学しておられます。で、ほんとはそういう方たちが邑南町に帰ってきていただいて、就農していただく、もちろんその学校ですから、それなりの知識も得ておられるはずですので、こういう方が帰ってきてやっていたきゃ、まあ、一番良いなということであります。で、その結果が、まあ、どうなっているかというところなんですけど、ええっと、これは、まあ、あのう、入学年度と卒業年度が違いますとですね、先ほどの数字と今からいう数字はドンピシャ合いませんけれども、県立農大、島根県立農大を卒業されて、就職するあるいは進学するという方の動向をちょっと調べてみました。そうしましたら、平成17年の卒業生は、卒業生は森林組合が2名、18、19が、あのう、これはデータが無いのか、ちょっと飛んでおりますが、20年の卒業生、これ、就農者が1名であります。それから流通関係に行かれた方が1名。それから21年度については森林組合が1名ということで、5年間の卒業生を見てみますと、5名のうち1名が就農でありまして、4名は、まあ、それ以外のところへ、あのう、勤めておられます。で、邑南町の方が矢上高校に行く、農業系の学校に行く、そして邑南町に帰って来て、就農していただくというふうな、こう一つの循環のモデルが出来はしないかということをお考えしております、そのやはり切っ掛け作りが、まあ、いるでしょうから、たまたま今回、あのう、過疎計画の改定を行っております、既に皆さんのところにも配布がしてあると思いますが、その中のソフト事業で、ええと名前はですね、邑南町農業後継者育成基金事業というのをまた、あのう、後で見ただければと思うんですが、あのう、この事業を提案しております。で、これは、例えば矢上高校から島根県立の農大に進学される方、あるいは広島県立ですと庄原にありますので、まあ、ここも一応通学圏としては可能だと思いますけれども、まあ、例えばそういうふうな学校に進学された方の、まあ、何らかの経費を支援することによって、そういう道へ、まあ、極力誘導のできるような、まあ、切っ掛け作りというか動機づけと言いますかね、そういうふうなことをこの基金事業によって取り組んでいければなということで現在計画をしております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) かなり、あのう、まあ、ソフト的な部分で考えられたりされているんだと思います。で、あのう、少し話は出ましたが、今例えば農業するために県の、ええと基準は半年間の研修を受けないといけないってありますが、現実には、あのう、邑南町を見ますと、あのう、まあ、町自体の研修制度は1年で別にありますが、それ以外でも話があったとおり、あのう、邑南アグリ元気塾であるとか、その研修を本来受け取れば良いかも知れないですけど、受けてなくて農業をしてもサポートする体制、特に一番大きいのは農業活性化支援センターなんだと思います。あのう、他にはない特色もあります。で、



あのう、実績として町の農業研修制度で来て、地元に残って実際に農業をしとる人たち、で、そういう人たちの、その農協の青年部であるなり組織もある、だから、あのう、邑南町は今の状況でいうとある程度研修を受けてなく始めてもそれを十分サポートする体制というのはたいへん整っているんだと思います。で、まあ、県に対してはそういう意味で、あのう、研修ある程度、まあ、短くても対象ならないかっていうて、対象拡大も一つの手かなと思います。で、その折角これだけの体制整備ができて、で、反対に、まあ、する人がなくて困ってる、で、ソフト的な面で、あのう、その農業関係の学校に行っていますが、現実的に、あのう、その補助金がなくなってからハウスを建てないし、農業をしないっていうのはおかしい話かも知れないんですけど、ここんとこ確かに、あのう、直接的な、あのう、支援、ハウスの整備であるとかこのように、あのう、生活支援のお金がなくなったもので非常に、あのう、する人が少なくなったし、投資が少なくなったのは現実だと思います。で、あのう、確かにハウスの補助金あればみんなそれ、あのう、ハウスを建てる規模拡大の切っ掛けとしては一番大きいのかなあとと思います。で、あのう、考えて、考える人は沢山いるんですけど、現実的には、あのう、最終的に補助金ある、いやあ、ないでとかいう話で、ほいじゃあ止めるわというのは現場の一番大きな声なのかなと思います。で、あのう、町長に最後この件に関して何ですが、あのう、就農拡大ということで、ソフト的な面で、そのこう、こういう、あのう、先ほどあったとおり、仕事語り夢語りということで、中学生を対象に、あのう、職業意識を高、高める、で、こう、あのう、学校に行く支援をする、で、最終的にやはり就農したときにもう支援があるよという体制はやっぱ一番ありがたいし、その初期の投資が抑えられて一番良いことだと思います。でやはり、あのう、最終的にはそういうハード面での支援というのにも必要かと思うんですが、今後そういう面を整えていく考えがあるかどうかお聞きします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、農業で定着してもらうためには、しっかりとしたいわゆる所得の裏打ちがないといけないと思います。まあ、そういう意味ではハウスを建てて、1年間それを回していくということについては非常に計画を建てやすいだろうと思います。まあ、あのう、今の総合、農林総合事業で足りるかどうかについては是非検討さしてもらいたいと思いますし、まあ、恐らく就農されて一番お困りの場合は初期投資だろうと思います。まあ、そのへんをどうやって、まあ、行政として支援できるかということも含めてですね、検討をさしてもらいたいと思いますが、あのう、それどちらかというと、まあ、個人に対する話でありますけど、私は、あのう、議員もご指摘のようにこれだけ研修制度も整っておりますので、やはりその志がある人はやはりどっかに入れば就農ができる十分な素地はあると思います。それは何かというと、農業生産法人だろうと思います。今、あのう、法人化をどんどん進めて努力しておりますけども、現実にはその法人の収支が厳しくて就職というか、あのう、就農までは至っていないわけではありますが、あのう、折角町としての大方針として法人化も、こう進めておるわけですから、将来的には、その

法人に一人でも二人でも若い方々が入っていずれは担い手になると、その法人の中心になると、まあ、こういうような道筋を作るためにその農業生産法人の強化を、まあ、どういうふうにすれば良いのかということを過疎計画の中でもいろいろ考えておりますし、是非そういった点で、頑張っていかなきゃならん、残念ながら今回の矢上高校の就職希望者を見ても就農者は一人もおられません。ですからそういう受け皿をやっぱり強化していくというのが一つの考え方じゃあないかなあと、まあ、いうふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) やはり、あのう、何らかの形で多くの方がいろいろな形で農業に携わっていることが一番良いことだと思います。あのう、私が言った、あのう、ハウスを建ててというだけが全てじゃあないということで答えをいただきました。で、あのう、今ある現状の中でやっぱり生かして是非、あのう、一人でも多くの方が農業に携わっていただきたいと思います。で、最後のもう1点、あのう、もう一つ残ってます質問に入ります。あのう、町内の畜産堆肥の流通についての質問です。あのう、町において、あのう、農業活性化支援センターが出来た当初からいろいろ調べますと、あのう、堆肥の流通等について検討された経緯もあるみたいです。で、最近では地産地消条例の制定に伴いまして、そのう、まあ、地元産の堆肥をいかに使うか、まあ、適切にどのように処理していくかということで、含めて検討されているようです。で、そういうことから見まして、その、まあ、私がこれが問題じゃあないですかって指摘するよりも、町としてずうっと検討されていることとは何らかの問題意識なり、改善しなきゃいけない点を、思いがあってされていることと思います。先ず、あのう、町として町内の畜産農家における堆肥処理の問題点なり耕種農家における堆肥利用において何が問題があるのか等、あのう、考えられている点、検討されている点についてお尋ねします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 町内の畜産堆肥の流通に関するご質問でございますが、先ず、直接お答えをしたいと思います。先ず、堆肥化の過程における問題点といたしまして、これは、まあ、あのう、特に酪農家側の問題点ということになりますが、一つは、あのう、副資材の調達、これは量でありましたり、あるいは価格の問題があります。で、まあ、地産地消の観点から言いますと、地域内でなんとか調達が、まあ、好ましいわけではありますが、これが、まあ、十分な環境にないということがあります。それから2番目に品質の、堆肥の品質の問題です。で、これは、あのう、各酪農家ごとに設備も違いますし、それからそこにまた掛ける投資も違いますので、あのう、なかなか、その完全に農地還元が害なくできるというところまで、きちっとその分解処理してある酪農家さんもいれば、まあ、そうでない方もいるというふうに、まあ、品質に差が出ております。それから3番目に売れ残った堆肥をどうするのかという問題があります。そいから最後に、まあ、仮に、その売り先が見つかったとしても、その運搬のできる酪農家あるいは散布のできる酪農家、出来ない酪農家がおられますので、まあ、この辺が酪農家側からみると問題点になっていると思い

ます。そいからもう一つ購入側、まあ、特に、まあ、耕種農家でありますけれども、主には野菜農家が使っておられる部分とそれから水稻農家が土作りとして使われることになります。水稻農家の場合は面積がどうしても広いですから、あのう、山にしておいてもらって、そのスコープで振るちゅうわけにいきませんので、やはりマニユアスプレッターか何かでこう散布してもらう必要があります。それからもう一つは、まあ、先ほどの品質と重なりますけれども、完全な堆肥化でできていない場合に特に、あのう、乾いた草、乾草等は外国から入ってきておりますので、あのう、種、雑草の種が完全に死滅しておりませんので、これが畑なり水田なりで翌年に芽をだすというふうなことから、外来生の雑草が繁茂して困っているというふうなこともございます。それから価格の面で言いますと、畜産農家ごとに価格が違うという部分があります。それから、まあ、こういう問題点と、それからもう一つ、あのう、石見ではですね、あのう、共同処理場で、まあ、一時的な処理をしてそれから基幹処理上へ持ち込む、そこを最終処理場にしてそこを販売の一元化にしようという計画が元々あったようではありますが、まあ、いろんな事情があってそのへんが若干崩れておりますので、まあ、そのへんをもう一度、その組み立て直さなければならないというふうな課題があります。で、その課題も含めてですけれども、先ず、その畜産農家それぞれにやっぱり堆肥化の作業をしていくのかどうなのかあるいはその協同的な処理をもはやすべきではないのか、これは、まあ、水源の里という言葉にも非常に深く関わってきますので、このへんをしっかりとしないと、またそういう言葉も使えないということでもあります。で、現在検討しておりますのは、各酪農家ごとに堆肥化作業あるいは散布作業を現状のようにしていくのかどうなのかということ。もう一つは、その堆肥化なり散布作業に今、あのう、コントラクターが飼料稲を刈り取る組織を作っておりますが、この組織の活用が見込めないのかどうなのか、そのへん。それから現在町単農林総合事業で土、土づくりの事業といたしまして堆肥助成をしておりますが、これは一軒一軒の農家に対してその購入をされた場合に、まあ、あのう、助成をしておりますが、総額で去年400万を、まあ、超えておりますが、こういう、まあ、あのう、個人ごとの耕種農家さんに補助金として出していくような方法が良いのかあるいは、その400万なり500万なりというふうな財源があるとすれば、先ほど言ったようなコントラクターを交えた、あのう、うまくいくようなシステムの中で、そちら側へ補助して結果として耕種農家側も安く手に入るというふうなシステムに切り替えていった方が良いのかどうなのかという部分。それともう一つこれはまだ来年度予算の話ですので、あのう、国での段階で予算要求段階ではありますが、今年まで農地水環境保全向上対策というのがありまして、その1階部分、2階部分というふうに分かれておりましたが、その2階部分が来年からどうも、あのう、分離するようでありまして、その部分が一つ、更に充実をされて、取り組み易くするという方針が出ておりますので、例えば、まあ、ハーブ米、あるいは堆肥米、菜の花米いろいろ各農家工夫してやっておりますが、あのう、そこを少し工夫すれば、その新しい事業も十分とってこれると思いますので、なにも町単の400万だけではなくて、そういうふうな補助金の活用も考えなくてはならないというふうに思っております。はい。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、誰もが感じてるもん、あのう、現場で感じてる問題を十分把握されてるんだと思います。で、現場のね、願いつていうのは当然、その問題点を早く解決して、畜産農家は安定的に、その例えば多少コストが掛かってもその負担なく

安定的にその堆肥を、あのう、ふん尿を処理できるっていうのは一番大きなことなんだと思います。で、反対に使う生産者にとっても散布等の手間もある程度省けて、その思う時期に安定的に散布をする。で、そして作った物が、堆肥を使って作った物がある程度の価値をもつ、それは、あのう、エコファーマーであるとか、あのう、エコロジー農産物であるとか有機JASっていうのは難しいかもしれないですけど、そういうことに価値が出るんだと思います。で、課長が先ほど触れられたとおり、町は、あのう、土づくりということで、3分の1、あのう、あのう、最大で千500円の1トン当たりの助成をされております。で、だいたい300万程度見込んどられる中で、400万を超える実績がある。まあ、実績があるから大事だという思いと、ただ、反面触れられたとおりこの予算がいつまでもこれで良いのか、使う方にとっても安く、安ければ良いっていうよりは、これは、その問題解決に早く使ってもらって、結果として安く手に入る、安定的に入る。で、酪農、まあ、含め、畜産農家も安定的な処理ができる。で、こ、今のまんまというのはただ単に助成をして流通量が増えても価格が安くなるわけでもないですし、誰にもメリットがない仕組みなんだと思います。で、元々議員なり、あのう、議会の方からある程度要望して付けた予算だというのは重々承知してますが、もうある程度もう、今役目も終わって反対に違う問題も出てるんであれば、それを解決して次のステップに進むというのが補助金の本来の目的だと思うんですけど。最後町長にお尋ねします。あのう、まあ、畜産関係いろんな問題があったりかと、まあ、今も抱えてます。で、解決できる部分というのはこういうお金を使ってでも、一時的に助成を止めてでも、あのう、早々に解決して次のステップに進んで、またこのお金をより有効に使うということは大事だと思うんですが、あのう、他に財源が確保できるなら別ですけど、出来ないのであれば土づくり事業に関する予算、違う方向で、あのう、今の堆肥処理の流通の良い方向に使うことで検討されてみたらいかがですかって提案するんですがいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、もうそろそろ邑南町もですね、循環型農業に転換しなきゃいけない時期だろうと思います。で、あのう、個々の農家が処理を、個々の畜産農家があるいは企業が処理をしておったり、あるいは出来た物が品質がバラバラであればそれは決して良い堆肥はできません。やはり我々はしっかりとした土づくり、土づくりに対する堆肥品質を保証した物でなければなかなかこれは意味がないことで、もうそれはなんとかしなきゃいけない時期に来てると思います。したがって、これを、まあ、1か所で堆肥を処理をするのが良いのか、あるいは地域地域で堆肥を処理をするのが良いかは別にしましても、共同処理方式で考えて、そして今問題になっていることも含めてですね、町、邑南町の中で解決をしていく、完結をしていくっていう農業の方に、もう変わらなければならない、まあ、そういう思いでいっぱいでございますので、しかもこれは6年間の今の過疎計画がある中でやらないとですね、財源的に非常に厳しいもんですから、そう時間はないというふうに思いますので、そういう意味でも担当課によく指導をして、なるべく早く皆さ

ん方のところへ計画づくりをお示ししたいなあと、まあ、こういうふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●議長(三上徹) はい、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、今の助成を止めてでもっていう思いはありますが、まあ、町の中でしっかりいろんな方法でしっかり考えていただければと思います。今日、あのう、なかなか問題を提起したり自分の思いを伝えたいつもりですが、十分な、思いとおりの回答ではない部分もあるんですが、あのう、問題意識なり、そのやるべきことっていうのは理解していただいたと思います。また今後の、あのう、そういうことが考えられて町政が進めていただくことを願ひまして質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は2時35分といたします。その間会議を行ってください。

—— 午後 2時15分 休憩 ——

—— 午後 2時35分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは、再開をいたします。続きまして通告順位第8号、日高勝明議員登壇をお願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 日高勝明でございます。9月定例会にあたりまして一般質問を行います。今回は邑南町農業委員の定数削減にかかわることについて、1点のみお尋ね申し上げます。答弁をお願いします。農業委員会における先ず、この定数削減の検討の経過をですね、事務局長をやっとられる農林振興課長の方から聞きたいというふうに思います。本来ならこの席に農業委員会の会長をお招きいただいて答弁をいただくのが一番良いのかも知れませんが、そのような手順を踏んでおりませんので、事務局長の方から農業委員会におけるいろいろな議論の経緯も踏まえてお答えをお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 農業委員会の定数削減について経過報告をということでございます。先ず、あのう、法律の話でございますけれども、この農業委員会の選挙委員の定数というのは農地面積あるいは農家数によって法律により定められております。で、邑南町の場合は上限が30人というふうになっておりまして、その範囲内で、町長が条例で決定できるということになっております。で、現在選挙員は21名おられます。町の農業委員会で、先ず5月の20日の総会におきまして、委員の定数に関する小委員会というのが設置をされております。メンバーは会長、副会長、農政部から3名、農振部から3名であります。6月15日、それから6月21日、7月20日計3回の小委員会を開催をされております。で、この中で、農林業センサスに基づいた22年の農家数の推計あるいは面積の推計、それから農業委員会の選挙人名簿等で、まあ、基礎データを確認された上で、まあ、結果として5名減の16名が良いのではないかという結論に達しておりまして、7月20日の総会でこれが諮られております。で、この時点では、反対論はなく全員賛成により、決定されたものというふうに理解しております。

す。それから町長部局に対しましては、8月3日付けで、ただ今申しましたような内容の文書が届いております。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 既に農業委員会の方では21名の選挙定数を16名にするということが、全員全農業委員の賛成の元に8月3日付けに町長にそのような答申が出ておるということでございました。まあ、私は、一つの考え方として、議会も18名で出発した議会を15名に昨年の選挙から行っておる、それはやはり議会の活発な活動を、あるいは質、そういったものを落とさないために全国にも先駆けて、議会基本条例などを制定して、定数削減を行うデメリットをなんとか逆に活か、活かして行こうという思いがあったことは事実です。ですからこの農業委員の皆さんにしても私どものように公職選挙法に、法若しくは公職選挙法に準じて選ばれる人たちというのは、これは非常に貴重な住民の声を生かす公的な機関として、定数を減じるというふうなときには相当慎重にやっていかなければならないものだという認識を以前から私は持っておりましたから、この7月20日以降、農業委員の方から定数削減が行われることになったという話を聞いて、まあ、若干唐突であったので、啞然といたしました。後ほど伺いますが、農業委員会の広報等でもそのようなことは周知をされておられません。だから住民、この選挙民、農業委員を選挙する選挙民の方では、今回から定数が21名が大幅に5名も削減されるということは極めて今から、この議会の議決を経て唐突に住民の耳には入っていくことになるのであらうと思っております。まあ、どなたがどうということは申しあげませんが、農業委員の中にも苦渋の選択として全員賛成なさったんでありましようが、私がこの問題に気づいたのは農業委員の皆さん、中、中のわずかな人数であります、方から非常に、この遺憾なことだという意味のことを伺って本日それが質問に結びついているという点を、まあ、ご理解願いたいと思います。それはその削減の理由が今もって定かでないということをですね、農業委員の皆さんが自ら、まあ、おっしゃったものですから、非常に私はそのことに注目をいたしました。町の財政が非常に、その厳しい、そういう状況の中であるので議会も3名も削減されたから、農業委員会も委員を削減せざるを得ないというような主旨の説明を会長からされたと、町の財政はそこまで厳しいのかということをお私に尋ねられたわけです。そういった中から大幅削減があったということを承知したんですが、その財政が厳しいというふうな説明がまさか私は、その事務局の方から委員に対して行われたのではなくて、その小委員会の結論なり若しくは代表される会長が諸般の状況を判断されてそういうことをおっしゃったのかなあと推測はしたんですが、そのことについてはどこからそういう声が出たのか、自分、農業委員である自分としては承知していないということでございました。で、この5名も削減する、その理由というのは農業委員会では、全体会では小委員会のまとめた声として、どのように全農業委員さんに推薦も含めて恐らく同席していらっしゃったんだろうと思いますが、28名の方がですね、どのような説明の元に、この全員賛成という取りまとめをするに至ったのか、その経緯をもう少し詳細に聞かしてもらいたいと思います。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 先ず、その財政的な面でありますけれども、決して事務局の方から財政が厳しくて是非削減をお願いしたいというふうな発言をしたことはございませんし、これまでも農業委員会費については必要な財源は確保してきたつもりであります。ですから、今回のこの削減というお話は農業委員会の内部から出たものというふうに認識をしております。で、その5名減の具体的な内容であります、一つは農林業センサスを基にして計算をされております。先ず、平成12年と平成22年、22年はこれは推計でございますが、この減少割合を勘定して、あのう、一応目安となる数字を出されております。で、これが17.2名という計算になっております。で、今後とも農家数農地面積が減少していくだろうという、まあ、将来の推計を考慮すれば向こう6年間は定数を変更しなくてもすむようにということで少し幅をもさ、持たせて16名にしたと。それから就業人口についても平成17年と比較して22年の推計になりますが、戸数で8%の減少、就業人口で13%の減少しているというふうな計算から16名が良いのではないかとというふうに委員会の方では結論を、づけられております。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 農業センサスなどのそういう動向を元に、まあ、科学的にそのような数字を出された上で、その説明の一つの言葉の中に財政も厳しいというようなそういう、その16名にすることを理解させるために一つの言葉としてあったのであろうというふうに理解をいたしておきます。で、この邑南町の農業委員会の活動状況というものについて、少し類似ここに、この通告書には類町と書いておりますが、類似町のこの活動の状況、まあ、特にその定数のことであるとか、あるいは報酬の問題あるいは活動の状況、そういったものについて、事務局の方ではどのように考えておられるか、見てきておられるか、お尋ねをしたいと思います。まあ、私見を先に言わせてもらえば、瑞穂町時代にある革新政党に所属される農業委員が出られてからがらりと私は農業委員会の雰囲気が変わったと記憶をしております。それは例えばこの法令業務の仕事が、農業委員の仕事であるかのような状況は長い間続いて来たことだと思いますが、そうした状況を受けて先ず、農業の問題、そういったことについて委員が議論をしっかりと、そして町長に対して、建議を行って、この町の農業のあるべき姿といったものを提言をしていくとか、あるいはまた、その広報を発行して町民の皆さんに農業委員の活動の状況を知らせるとか、あるいはこの部会を設けて担当制をもって、しっかりと農政について議論をしていくというふうな一つの風習は、その頃、こう確、確立されて、それが誠に有り難いことに、この邑南町になっても今日なお引き継がれているんだというふうに思っております。だから私の目から見れば邑南町の農業委員会は非常によく活躍をしていらっしゃるというふうに、まあ、理解をしております。ただ、私どもは、その私自身、自身は、その議会の産業建設常任委員会等に所属しておりませんから、農業委員会の動向などというものを常任委員会で詳しく伺う機会がありませんから、例えば発行されている邑南町農業委員会だよりというような広報を拝見する

んですが、残念なことに2008年ぐらいからだっただけでしょうか、年に1回になっちゃった、まあ、年2回でも私は少し少ないぐらいに思っておったんですが、どういう事情なのか財政のことなのかどうなのか知りませんが、この年に1回の広報、また、あのう、町広報の方のを、その中間に拝見しても、それを保管するスペースが十分取られていたとは私は、まあ、あのう、認識しておりません。まあ、そういうふうなことで、この大きな、先ず、この邑南町の活動する農業委員会の姿というものの定数という大事な一番基本になることが町民の皆さんに広報等通じて農業委員会では、こういう議論を行って次の機会からこうしたいんですよというふうな経緯が全く、その広報されていない。いわゆる説明が果たされていないと恐らく現在私の手元にある農業委員会便りは2010年の1月号の第8号ですから、それ以降は発行されていないのではないかと、来年の1月まで待たないと広報は出ないのではないかなと思うんですが、やはりこのようなこの議会の議員であるとか、農業委員会の議員であるとかいう、この住民の声を代表するその組織の定数という一番根幹のところをいじくり回すときには、やはり住民の皆さんたちの合意というものを少なくとも取る努力が、もう少し私はなされて良いのではないかなと思っておるわけです。そういうことについて今農業委員会というものの、この邑南町の農業委員会が県内にあってどういう位置づけにあって、またどういう活動をなさって、なさっているかというふうなことを少しばかり事務局長の立場からお答え願いたいと思います。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 農業委員会の活動状況あるいは県内の類似団体との、まあ、比較というお話でございますが、農業委員会の仕事の中には法令業務とそれから任意業務という、まあ、大きな二つの業務があるわけでありまして、先ず、法令業務からご紹介いたしますと、いわゆる、まあ、農地法関連の申請に関する現場の確認でありますとか、あるいは申請者からの意見の聴取というふうな、あのう、業務があります。平成17年度に104件ぐらいありますが、去年今年あたりがだいたい70件前後に減っております。単純に委員の数でこれを割り算をしますと、年間の件数ですが、一人当たりが昨年の場合で2.6件ということになります。まあ、3件ないくらいの数字になっております。それから農地の相談業務として、これは、まあ、年に数件から10数件ある場合もありますが、そういう相談業務にも携わっております。それから農用地利用集積計画と申しまして、これはいわゆる利用権設定でありますけれども、これの決定の業務、年間100件程度でございます。それから農業振興地域の整備計画の変更ということで、この変更自体は町長が行うわけでありまして、まあ、これに対する意見を述べるというふうな立場から3地域掛ける年に2回程度行いますので、まあ、合わせて年に6回程度の、この業務に携わることになります。それから任意業務といたしまして、農業に関する情報提供ということで、先ほどありました農業委員会便りの発行を行っております。以前はおっしゃったように年2回発行していましたが、近年年1回になっております。それから意見の公表あるいは建議につきましては毎年1回建議を行っております。それから農業委員会の県内比較であります、これは面積の類似団体として少し紹介したいと思います、県内で同じ程度の面積の団体が邑南町、大田市、斐川町、まあ、三つぐらいだと思います。で、邑南町の場合は



選挙の定数が21名であります。大田市が20名。斐川町は15名となっております。それから委員報酬につきまして、会長職が邑南町が約14万円、大田市が約40万円、斐川町が約37万円となっております。それから委員につきまして、邑南町は11万7千円、大田市は28万2千円、斐川町は30万9千円というふうになっております。隠岐を除いて県内に17の農業委員会がありますが、選挙による委員の定数は多い方から8番目、まあ、ちょうど真ん中あたりになります。それから年報酬につきましては会長、委員とも低い方から4番目ということであります。傾向としては都市部の方で人数も多く報酬も高い、山間地域の方では人数も少なく報酬も低いというふうな傾向がございます。最後に、あのう、まあ、住民合意ということがございましたが、これは邑南町のまちづくり条例にもありますので、あのう、農業委員会で16になったからもうこれをすぐ、その条例化するということでは決してありませんで、今からまだ少し時間がありますので、まあ、うちの事務局を中心にですね、いろいろな方向から適正かどうかというふうなことは探っていく必要があろうというふうに思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 今報告がありましたことについて、ちょっと引き続きお尋ねしますが、この建議というものは農業委員会の便りなどを読ましてもらおうと、こういうことを取り組んで、ほんとに、あのう、執行部で取り組んでほしいなあと思うような課題が数項目、会長の方から町長に提出されておりますが、こういったものを受けて町長部局の方では、どういうこれを生かす努力を今日まで、総論的に結構ですが、してこられたんでしょうか。また、この広報そういったものがどういうふうに自分たちの農業委員の活動として、この取り組んで生かされてきたんだというふうなことを町民に広報するわずかな年2回のものを正月に年1回限りというのは、あまりにもちょっと寂しいことなんです、なぜ2回を1回にしなければならなかったのか、そういった点について、ちょっと簡単で良いですから聞かしてください。それから今話があったように、確かに、あのう、大田市や斐川町を類似市町と比べても、現在定数が21名というのはたいへん多いところなんです、しかしやはり、あのう、数字をおっしゃったように、まあ、これで十分満足かどうかは別として、非常に、まあ、あのう、どういうんですか、報酬面において冷遇されているというふうな点が今後あわせて改善をされていく方向の中で定数を削減するのではないと、ただその人数を減して、また後からお願いをする、その厳しい活動だけが要請されるというのでは私は農業委員になかなか快く就任してくれる人たちが少ないのではないかと、去年も町議選があったときに、ご承知のようにその15名に対して非常に厳しい、その立候補者数のことが話題になりました。それは、あのう、なぜなのかいろんな取り方があったでしょうが、議会基本条例というふうな非常に高いハードルを設定した上に定数を減らすからなかなかこれを頑張って立候補してクリアしようとする人が少なくなったんだというふうな声もありました。いろんな条件があるんでしょうけれども、やはりこういった定数削減のときに、片一方でそのような県内の町村と、市、町と比較したときに、矛盾があるのであれば、それはあわせて改善していこうという方向が同時に要求されたり、また示されたりしなければいけないのではないかと、思っているんですが、その点については、どういうお考え、こ

れを、まあ、するしないについては後ほど町長に聞くとしてもですね、現状の事務局当局としての考えを聞かしてください。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ず、活動状況の中で建議についてであります、これは、まあ、年1回ほどいただいております。これは会長さんとそれから農政部長さんあるいは農地部長さんとともにですね、邑南町長の方に、宛に直接手渡しをしていただいて、内容説明をしていただいております。で、その場で若干時間を設けておりまして、まあ、あのう、懇談会のようなことをしておりますが、その中で、もう具体化、すぐできるようなものがあれば、あのう、すぐ具体化していく、あるいは次年度に予算化しなければ、それが、あのう、具体化しないものについては、その予算化についても検討するというふうなことで、これまで行っておりまして、建議の内容によりすぐに実行されたもの、あるいは明くる年度で実行されたもの等いろいろございます。それから農業委員会便りにつきましては、年2回が1回になっておりますが、ええっとここは、実は私も、あのう、なぜそうなったかというのはちょっと、あのう、承知はしておりません。ただ、まあ、おっしゃいましたように何にしても、もう少しいろんな形でPRは必要だと思いますので、まあ、これが単独の広報誌が良いのかあるいは町広報の一面を借りる、あるいはケーブルテレビを使う、まあ、いろんな媒体がありますので、何らかの工夫は必要かと思います。それから定数と委員報酬の関係でありますけれども、まあ、あのう、私はそれが直接に結びつくという考え方が良いか悪いかというのは分かりませんが、ただ県内から見ましても報酬が少し安いというのは言えると思いますので、まあ、あのう、財政当局とも相談をしながら検討したいというふうに思います。

●**日高議員(日高勝明)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、日高勝明議員。

●**日高議員(日高勝明)** 今、あのう、お答えに引き続いてですが、まあ、あのう、広報というのはやはりこれは、まあ、私もこのことについては関心が非常に強い方だから申しあげますが、やはり、この農業委員会という住民の、まあ、選挙の洗礼を受けて出られた一つの組織としてはですね、やはり独立した機関誌を持つということは非常に大事なことです。から、あのう、これはやはり少なくとも2回ぐらいいは、やはり町民に、その努力、委員会の活動の実態を説明責任として果たしていく上でも必要であると、私は是非2回ぐらいいは、これは復活してもらいたい。それでその中間において必要な事項を農業委員会便りというふうな形で町広報の一角を利用するというのは、それは結構なことだと思います。まあ、議会と農業委員会とはちょっと、ちょっとまた性格が違うかも知れませんが、その広、町広報の片隅を使うことが私は悪いとは言いませんけれども、やはり活動の実態というものを十分町民の皆さん、特に農業委員の有権者の皆さんに知らせるということは農業委員会と、この有権者とを非常に身近に感じさせる大事なことだと思いますので、これは課長の方で是非一つ判断をしてですね、2008年以前の姿に戻す一つ努力をしてもら

いたいと思います。また3番目の問題に実際に入っているような感じになりますが、この、内部での、農業委員会の内部での検討がこれまで、ずうっと中心で例えば町内の農業に拘わる団体や個人、そういった人たちの意見を、この聴取するというふうな機会も恐らくこれまででは取っておられずに、農業委員会の中で、その小委員会を作って研究をして、そして、その結論を5名削減というふうに出されたのではないかと、まあ、推測をするんですが、私はやはり今、もう少し時間があるのでという課長の答弁もありましたけれども、やはり、この先ほど言われた法令業務と任意業務というときには、本来はこの任意業務こそ農業委員会が最も、この光り輝くべき仕事だと思うんです。今日集落営農あるいは法人営農様々な課題あるいは高齢化、いろんな課題を抱えているわけですから、農業委員会が活躍する舞台というのはもういっぱい準備されていると思うんですね。そういったときにやはり農業委員会というものを皆さんに、はあ、こんな活動しているんだということを町民の皆さんに十分理解していただけるためには、このような削減という、まあ、ある意味の大きな機会を捕まえて、じっくり農業委員会を住民に理解していただく良い機会と捉えなければいけないのではないかなと思うんですが、やはりこれは私は、あのう、12月の議会等に向かって、その条例改正というふうなことが出されてくるのは、私は少し性急すぎるのではないかなと思っております。やはり、だいたい改選期を来年の春に控えておるこの時期になって、そのルールの基本をいじくるというのはあまりにも近すぎると私は思っておりますが、そういう点については事務当局としては農業委員会の会長の方からその準備についてどのような、まあ、指示を受けてらっしゃるのか、恐らく、その定数削減をされたことについて、最終的な可否を決めるのでは、この議会の舞台になると思うんですけれども、それはやはり農業委員の現在頑張っている皆さんの意向というものを私たちはやはり十分斟酌しながら、その結論を出していかなければいけないわけですから、私は拙速をあまり、こう拙速な対応をしてほしくないという思いを個人的にはもっているんです。そういうことについて、今の、今後の事務当局としての事、業、事務上の流れ、そういったことについてどのようにお考えか承り。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ず内部検討が中心であって、民意はこの問題に反映しているのかという部分がございました。定数削減につきましては、実は3年前にも、まあ、つまり前回の選挙の少し前ということになりますが、議論をされたようであります。で、そのときには一定の結論が出ずにですね、合併当時の選挙委員の定数21名のままで現在に至っているという経緯がございます。で、そのときもやはり、あのう、一定の削減は、まあ、理由は存じておりませんが、一定の削減をすべきではないかという意見もあったようでして、まあ、そういう思いもあったものしょうから、まあ、今回こそはという会長の思いも非常に強いのかなというふうに私は感じております。で、まあ、民意の反映ということになりますと、まあ、確かに今までのところは、まだ内部的な協議しか済んでおりませんので、これは、あのう、まちづくり条例にもありますように、やはり何らかの

方法で民意は問うべきであろうというふうに考えます。ただ、あのう、まあ、時期の問題ですけれども、まあ、仮に来年の来春の選挙に間に合わせようということであれば、先ほどおっしゃったように12月に条例の変更をしなければなりませんし、それまでに当然、あのう、いろいろな手続きがありますから、そうすると、まあ、10、11、12、3か月しかありませんので、まあ、その中で先ほどおっしゃったようないろんな問題点がクリアするかどうかというのは、今時点では少し分かりません、はい、ただ、まあ、検討はしていこうと思います。はい。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 3年前にも確かにそういう話があったのは私も地域で農業委員の候補者づくりに、いろいろと協、協力する中で聞かしていただいたことがあります。しかし、このときもね、外部に対して、あのう、この定数削減ということがどうな、どんなもんなんだろうかというふうなことから町民への問いかけというのはあまりなかったと思うんです。やはり農業委員会内部において、こう、ちい和多いんじゃないかやとかですね、いろんな話が出たことは事実だと思います。聞かしていただいたことがあります。やはり今おっしゃったように、もう次の選挙にこれをどうでも間に合わせるんだという強い決意であるのなら、やはりこの10月11月12月非常に大事な3か月間になりますから、やはりこの住民の皆さんたち、特に選、選挙権を有する農業関係者の皆さんたちに対して、やはり定数は減っても、こういう点はしっかり頑張るから大丈夫なんだよという、その姿をですね、もう少しやはり説明責任を果たすとか広報するとかしないと、私はやはりど、どこかで誰かが決めてしまったというふうな形で議会もそれを追認せざるを得ない状況になってから承ったというのでは、私はちょっと手順が違うのではないかというふうに思うんです。そういう点を強く要請して、あのう、慎重に、その進めて欲しいし、また、もし強い決意、決意で取り組むのであれば、その3か月をこれから10月から以降ですね、真剣に一つ本気に取り組んでいくように要請をしておきます。まあ、こういうことが、農業委員会の方からあったからなんでしょう。議会の方でも、この4名の推、議会推薦の農業委員を現在、推薦という形で男性2名、女性2名を送り込んでいると思います。これについて、既にお聞き及びと思いますが、議会の方としては、やはり定数も減ってくるこの農業委員会の中で議会と農業委員会とが強い連携でもって活動していくことが、より以上に大切であるという意志が、この議員の皆さんたちに働いたんだと思いますが、4名ということではなくて、2名を議会の中から、議会議員の中から農業委員会に送り込むという方針が既に全員の賛成で決められております。まあ、4名の枠を今回は2名に確定するということは、私はまだ承知しておりませんが、先ずはこの議会は2名の議員を農業委員会に送り込む。残る2名については、まあ、16名の選挙の結果等を見た後に2名で納めるのか、あるいはもう少しやはり送った方が良いのか議会として、それはそのときにお考えになることだと思いますが、私はそのときには是非この議会が残る2名をもって、女性枠を保障しないと恐らくなかなか16名に削減すると、地域枠の中からは残念ながら、なかなか

か女性の農業委員は生まれ難いのではないかという思い、私は思いを持っております。これは私個人の考え。で、議会枠で女性二人を推薦するということについても、前回も私は強くそのことを皆さんにこう要請をし、皆さんの理解もあったわけですが、やはり農業を支える、この半数以上の方は実際女性の皆さんでありますから、その女性の皆さんたちの喜びや悲しみやそういったものを、やはりこの農業委員会の中に反映をしていくためには、どうしても私は女性、一定数の女性の農業委員がいらっしゃるということは、必要だと今でも思っております。ただ残念ながら選挙枠では議会を見ても分かるように、なかなか女性が、ここに立候補してという状況はまだ少しばかり時間が必要なように思われます。そういうときには、また私は議会の中で皆さんにそのことは是非理解を求めていると思います、2名はこう、地域の皆さんたちは立候補しなくても議会枠の方で推薦をして、われ、うちの方にもらえましょうの方からも選挙をせずに議会枠で委員が出せるという時代は、もう今度の選挙から終わったんだという理解をしていただかないと議員自らが2名出るといいますから、それは私は農業委員会を活性化させていく上でしっかり二人の派遣した議員さんたちも活動してくださると思いますから、これは既に私も瑞穂町時代では何人もの議員の、農業委員を推薦して送り出した経験がありますが、それは非常に活性化する上で良かったのではないかと考えておりますので、是非邑南町でもそのことは実現して欲しいと考えております。ただ、この削減を、まあ、私は削減を前提にしたくないんですけれども、16名という農業委員会の、このどういうこれからは邑南町の農業委員会は活、活動するんですよというのは、私はやはり、この3か月間、次の選挙までにですね、ちょうど議会と言えば、まあ、議会基本条例のような、いわば活動、基本活動方針といったようなものをですね、農業委員会にもきちっと立てて、こんな活動を農業委員はしていくんですという姿を住民の皆さんに明らかにして、だから定数は16名にしても、皆さん方にご心配はありません。議会推薦や団体推薦の農業委員と一緒にあって、そうすると、それとで20名ぐらいになるんでしょうか、そういった皆さんたちと活動していけば28名時代と変わらない、そういう私はその活、活動基本方針といったようなものを農業委員会の中でしっかり議論なさって、そういうものを住民に、こう示して、こんな農業を目指して私たちは農業委員会活動をするんですというものをですね、作られるべきだと思うんですが事務局長は、そのことについて担当課長として、どのようにお考えでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 農業委員会のあるべき姿はという、まあ、ご質問でございます。昨年度からですね、あのう、農業委員会の目標でありますとか、あるいは達成に向けた活動計画というものを作るように義務付けられをしております。そしてそれを公告するなり、あるいはホームページ上で載せるなりして、幅広く農業者に知らせるようなということになっております。で、その内容は先ほどおっしゃいましたような、そのいわゆる法令業務はもちろんでございますけれども、問題のその任意業務につきましても担い手の

育成でありますとか、あるいは農地の集積の問題でありますとか、あるいは耕作放棄地、それから違反転用、まあ、諸々いろいろございますけれども、そういうふうなものにも触れて目標値を掲げるようになっております。そして、1年が終わった段階で評価をして点検をする。そして、その内容をまたホームページなり広報誌なりで、農民の皆さんにお知らせをするというふうになっておりますので、まあ、このことについては定数削減には拘わらずですね、やはり、きちっと進めていくべきであろうと思います。ただ、全国的には、農業委員会の活力低下というふうなことがやはり課題になっております。が、各地ではやはりいろいろ工夫をしてですね、あのう、素晴らしい活動をしている農業委員会もありますので、まあ、そういうふうなところも参考にしながら、更に邑南町の農業委員会が活力を増すようにですね、事務局とすれば努力をしていきたいというふうに思います。

●**日高議員(日高勝明)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、日高勝明議員。

●**日高議員(日高勝明)** 今申しあげました、まあ、あのう、そのような考えで取り組もうとしていらっしゃるということになれば、やはりそれを住民に、こう公開する中で定数削減が行われても、農業委員会の、は、このような姿勢で取り組むという姿を明確に見してもらった上で、やはり次の選挙の機会を迎えるように努力すべきだと思います。推薦枠の7名現在いらっしゃるわけですが、この推薦枠については議会は、もう今のところ一応とにかく議員を2名ということ、全員の賛成で決めておられるわけですし、まあ、農協であるとか共済組合であるとか土地改良区ですかね、そういうところからも当然1名ずつは出てこれると思うんですが、この法令業務を、の実態は先ほど、まあ、人数、このぐらいな、あのう、事件を扱うんだということはおっしゃっていただきましたけれども、この推薦枠で出てくる議員も現在、あのう、担当地域を持って選挙で選ばれた21名の皆さんと同じように担当区を持って、活動していらっしゃるのではないかと私は承知しておりますが、本来はこの団体やいろんな法人を代表して出る委員の役割というのは、そういう担当区を持って、選挙選出の委員さん達と同じように活動するというのが本来の姿なのかどうか、そういう点について、まあ、他の地域、町村、市町などどのような取り組みをしているのか、ご承知であれば聞きたいと思います。まあ、私はこの推薦枠で出てくる委員の皆さんの任務というのは10、現在21名の委員の皆さんとは自ずとまた別な立場と任務を持って出ておられるのではないかとと思うのですが、それについて事務局長のお考えを聞きたいと思います。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ず、推薦枠のあり方ではありますが、先ほどご紹介にありましたようにJAそれから共済組合、土地改良区からそれぞれ1名、それから議会推薦が、4名ということに、4名以内ということになっております。これは昭和32年にいろいろ農業委員会の業務も多様になってきたということから、農民からだけではなくていろいろな関係する団体からも連絡を密にして、した方が有益であろうというふうな判断から、そ

ういう推薦議員、委員というふうな制度ができたようです。で、当時は議会推薦については5名でございましたが、現在は4名になっております。で、推薦される方につきましては、それぞれの団体が法の主旨に則って、まあ、推薦をされてきているというふうに我々は理解をしておりますので、農業委員会の意向でありますとか、あるいは行政の意向がその推薦のあり方について、どうのこうのということとは言えるものではないというふうに認識をしております。それから推薦委員の担当地区制についてですが、実はちょっと勉強不足でございまして、県内がどういうふうな、あのう、それを担当組み込んでいるのかどうなのかいうのはちょっと分かりませんけれども、恐らく、あのう、半分以上は、あのう、選挙委員さんと同じような活動をしておられるんだと思います。で、邑南町につきましても、これは慣例によりましてですね、あのう、選挙委員さんと同じように担当地区制を設けて、現在活動をしております。ただその法の主旨からいえば学識経験なり、その関連団体の、との関係を、まあ、密にしようというふうな、あのう、思いからそういう法律の主旨がございまして、あのう、担当地域制も、するのが良いのか悪いのか、まあ、少し、あのう、考えどころだというふうに思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) まあ、そのことを私が聞きましたらですね、選挙選出の委員と推薦選出の委員との間にはやはり温度差というか、考えの違いがあるんですね。本来私たちは担当区を持ってやるべき任務で、ここへでたのかどうかちょっと自分は疑問を感じるという声を聞いたことがあります。で、また選挙選出の方では同じ農業委員なんだから、やはり私らはその担当区を持って汗をかいとるんだからそりゃあ、やっぱり、あのう、われらは別な立場で偉いんだというような顔せずきちんと担当区を持ってくれにゃあ困るという声を委員さんから聞かされたこともあります。まあ、やはりそれを地区担当を持っている市町あるいは持っていない市町いろいろ今おっしゃるようなのが事実です。それは本来の役割は私はやはりその団体との連携であるとか、あるいは学識をその中へ生かしていただくとか、様々なことがあってその出ておられる立場であろうと思いますので当然のことなんです。私はここで一つこれを聞いた上で言いたいのはやはりもう少しこの農業委員会の事務局体制というのを強化していかなければいけないのではないですか。本来、この多忙な本来業務を持つ農業委員さんに、まあ、件数が、2.6件という一人平均だとおっしゃいましたから、それほど自分の正業を大きく犠牲にするほどの日数をとっていたいていいるのではないということは分かりましたけれども、この事務局が、の体制をしっかりとすることにおいて一定のその地域とのパイプ役は当然やっていただくとしても、その事務レベルの業務等では現在そこまで委員さんが踏み込むのというふうなところまでやっていただいとる部分は事務局が持って対応をすることにおいて人数が削減されてもやっていけるじゃあはないかという点で私はやはり、あのう、事務局の体制をもう少しやはり充実を農業委員会としては町長に対して要請すべきだと思っておりますが、そういう点については今農業委員会はどうな対応をしていらっしゃるんですか。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ず、事務局体制でございますけれども、現在は2名の職員がこの農業委員会事務局に携わっております。で、1名は兼務をしておりますので。実質的には1.5人役程度が農業委員会にかかわっているというふうに思っております。で、法改正もございましたが、で、法改正で、まあ、主に変わったところは、まあ、いろいろなものがその規制緩和される中で、ただ農地法について言えばむしろ転用について規制が厳格化されてきているということが言えます。で、しかも権限委譲によりまして、今までは、所有権移転等はその町の農業委員会、それから転用については島根県知事はその許認可の権限を持っておりましたが、これが、今邑南町の農業委員会に下りてきておりますので、まあ、そういう意味では、あのう、業務量は増えております。更に改正農地法によりまして、特に昨年からですか、遊休農地の調査あるいは耕作放棄地の利用状況調査というのが、義務付けになっておりますので、そういうふうな業務量的には、まあ、確かに増えております。で、系統組織の取り組みとして、全国農業会議所あるいは島根県の農業会議、それから邑南町の農業委員会、3者連盟で、先日町長並びに町議会議長さんのところへ事務局強化の要請が、まあ、なされてはおります。町長からは先ず、農林振興課内において、委員さんのその活動の状況あるいは、こ、法改正後の業務量の問題あるいは職員の事務量を少し、まあ、整理するようという指示を受けております。以上でございます。

●**日高議員(日高勝明)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、日高勝明議員。

●**日高議員(日高勝明)** お尋ねの中で、女性農業委員の思いを反映する女性委員の枠の持ち方というふうに聞いておりますが、先ほどいうように現在の選出方法の中で選挙枠の中に女性定数を設けることはできませんから、こりゃ。選挙の本来の考え方からね、それは出来ない相談ですから、やはりこれは推薦枠の中でこれは考えていく以外にないのかなとなると私が最初に申しあげたように、これは議会枠という4名の中で配慮をして差し上げる以外に方法はないのではないのかなあというふうに思っておりますが、これは、まあ、また今後、その定数削減の動向、推移を見極め、見守りながら、やはり、また議員の皆さん達皆んなで、こりゃ考えてほしい課題だということで今日はこれを町長部局の方にお尋ねをする気持ちはございません。そこで、その、もう最後にしたいと思いますけれども、先ずは事務局長としてはですね、まあ、今年度は無理かどうか私は、まあ、補正でも覚悟して、この農業委員会定数問題、そういうもの、ことが大きな問題として、議決はまだしていないまでも委員会としては、大方方針を出しておられるわけですから、先ずは1回は、その広報をもってやはり住民に説明責任を果たすということを取り組まれるのが一番先ず、最初にやるべき私は課題だと思うんですね。あのう、町民の皆さんは殆ど知りませんよ。ほんと、そういう5名も減らすということについてはですね。だからそういうことをしていただきたい。で、最後に町長のお名前を書いてはおりませんでした、今は議論を聞いておっていただきましたように、私はこの私の思いとしては来春の改選に、この定数削減



をするということの性急にやるべきでない、まあ、拙速を控えるべきだという個人的な思いはありますが、やはりそうした中でも今聞いていただいたように、まあ、1.5人を先ず2.0に持って行くのが急ぐところかなあと思うんですが、事務局体制を先ず充実するためのその研究調査をして資料を示すようにということ言ってらっしゃるそうですから、これをきちっとやはり事務局としては町長が説得だけ、出来るだけの資料を整えて、町長の決断を求めるという上で、私はやはりそういう納得できる説明資料が事務方から示された場合は、町長には是非事務局の充実を、この定数削減と合いあわせて同時進行でやっていただきたいということと、それからもう一つは先ほど報酬の話がありましたように、非常に、あのう、報酬は微弱です。まあ、定数削減についても、まあ、間違いなく恐らく農業委員会で会長の口から出たんだと思いますが、町の財政が厳しいという、そりゃ一般的にはそう言われております。まあ、今回などは地方交付税も大幅に増えてきたわけですから、今すぐそういう言葉が適切なのかなどとは思いますが、まあ、報酬の改善は財政が厳しい中でも、定数削減を行うのであれば、一方で、その活動を保障する、先ず最低限の類似市町との対比もしながら、改善を検討に入っていただくということが大事だと思います。そういったことについて今短い時間のやりとりでしたが議論を聞いていただいて町長の最後のまとめとしての、そのお考え方を伺っておきたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、農業委員会の存在というのはいまでもなくたいへん重要な委員会であろうと思っておりますし、邑南町の農業振興にとっても欠かせない存在で、これまでも毎年毎年的確な建議をいただいて、議論しながら進めているのが実態であります。で、まあ、今回の定数の問題について、実は、まあ、8月3日付けで、特に選挙委員の定数について5名を減というような書面をいただいておりますけれども、まあ、このあたりの議論の経過あるいは真意はもう一度やっぱり幹部の方としっかり議論する必要があるとは思っております。まあ、その中でやはり来春の選挙控えて、時間はありませんので議員のご指摘のように、会長には特に住民へのしゅう、説明と言いますが、ここまでに至った結論と言いますか、そういったところは有権者の方にですね、説明をする義務がある、逆にあるのではないかなと、まあ、いうふうに思っております。で、まあ、事務局体制の問題でありますけど、私はこれはあの定数の増減という問題とは別にですね、やはりこれだけ農業委員会の存在が高まり課長も言いましたように、遊休農地の解消のことを主にやっていかにやいかんとか、あるいは権限委譲はどんどん下りてくるとか、で、特に今回、まあ、また業務量の増としては毎年毎年土地利用の実績を報告しなきゃいけないという義務付けがなりました。そういう意味では、今の1.5人でこうしたことがきっちりできるのかどうかということですね、やはり担当課がしっかり資料を作って私に、まあ、示してもらい必要があるというふうに当然思っておりますし、やはりこういうことができなければ委員会の存在意味はありませんので、そういう意味で事務局体制をしっかりと、まあ、検討していきたいなあと、まあ、いうふうにも思っております。報酬についてもやは

りふさわしい報酬というのが、あろうと思いますので、類似団体の状況なども勘案しながらですね、十分にこれも検討していく必要があろうと思っております。いずれにしても定数の問題についての条例の提案権は私にありますので、慎重に扱いながら一方では農業委員会の結論もしっかり受け止めながら、まあ、これから皆さんとともに議論をしていきたいなあというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 最終の町長の答弁を多としたいと思います。今おっしゃったように非常に、まあ、農、この邑南町の農業委員会が真剣に真面目に取り組んでくださっている姿というものに対して、期待に、期待にというかその活動に対して答えられる結論を出すことが大事だと思います。事務局長に改めてお願いいたしますが、この活動の方向性というものをやはり、こんなにしっかりやるんだよという姿を町民の皆さんに示すこと、それを先ず広報すること、そういったことから手をつけて今町長が言われた内容に向かって事務、事務局の方でしっかり取りまとめをして、要請をしていただくことが活動する農業委員会の皆さんたちの気持ちに答えることではないかと思っております。以上をもって今回の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上で日高勝明議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。たいへんご苦労さんでございました。